

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1 地方財政悪化に対する地方財源の確保について 新型コロナ感染症の拡大は、経済的・社会的影響をもたらしており、新型コロナウイルス感染症対策に要する自治体の経費負担の増加や、地方税・地方交付税等の減少を危惧している。 つきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額と令和3年以降の継続が行われるよう、十分な対策が講じられるよう国に求められたい。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、国に対し、交付金の積増し等について令和2年11月に要望しており、令和2年度の国3次補正予算において、1.5兆円が措置され、また、令和2年度で使いきれない分については、令和3年度予算への活用も可能とされています。 今後も、国が実施する事業に係る地方負担はもとより、地域の実情に応じて行う地方単独事業についても、財政運営に支障が生じることがないように、必要な額の交付金の積増しや柔軟な運用について国に求めていきます。</p>	総務部	財政課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>2 地方財政基盤の充実について 地方創生の実現のための十分な財政措置や、地域間格差の是正に資する予算確保など、地方自治体の安定的な財政運営が図られるよう以下の項目につきまして、十分な対策が講じられるよう国に求められたい。 (1) 地方創生の実現に向けて、地方公共団体が自主性を発揮して施策を進められるよう、合併市町村の財政需要を遺漏なく地方財政計画に反映させ、臨時財政対策債の廃止に合わせた地方交付税の増額による十分な財政措置を講じること。</p>	<p>県では、地方の税財源の確保・充実について、政府予算提言・要望において、地域の実情に応じた財政需要を地方財政計画に適切に反映すること、地方交付税の総額を確保し財源調整機能等の維持・充実を図ること及び臨時財政対策債の大量発行によらない地方財源不足の解消等を国に要望しています。 令和3年度地方財政計画では、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等が大幅な減収となる中で、一般財源総額について、交付団体ベースで令和2年度を0.2兆円上回る62.0兆円が確保されるとともに、国の加算など地方交付税の原資を確保することにより、地方交付税総額について令和2年度を0.9兆円上回る17.4兆円が確保されたところです。</p>	ふるさと振興部	市町村課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>2 地方財政基盤の充実について</p> <p>地方創生の実現のための十分な財政措置や、地域間格差の是正に資する予算確保など、地方自治体の安定的な財政運営が図られるよう以下の項目につきまして、十分な対策が講じられるよう国に求められたい。</p> <p>(2) 普通交付税の算定においては、「人口と面積」といった規模だけでなく、地方の実情に沿った算定方法に改め、地域間格差を是正するような予算の確保・充実を図ること。</p>	<p>令和2年度地方財政計画では、地方法人課税の偏在是正措置による財源を活用して、地方団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組めるよう、新たな歳出項目として「地域社会再生事業費」4,200億円が計上され、基準財政需要額で取組に要する経費を算定することとされたところです。</p> <p>また、令和3年度の上記計画において創設された地域デジタル社会推進費においても、高齢者人口や一次産業事業所数等の割合が高い団体の経費を割増することとされています。</p> <p>引き続き、地域の実情に応じた財政需要を地方財政計画に適切に反映するよう国に働きかけていきます。</p>	ふるさと 振興部	市町村課	B 実現 に努力し ているもの
<p>2 地方財政基盤の充実について</p> <p>地方創生の実現のための十分な財政措置や、地域間格差の是正に資する予算確保など、地方自治体の安定的な財政運営が図られるよう以下の項目につきまして、十分な対策が講じられるよう国に求められたい。</p> <p>(3) 令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じていただくとともに、減収補填債対象となる税目につきましても、地方消費税を含め弾力的に対応いただくこと。</p>	<p>地方税収等の減収への対応については、国に対し、全国知事会を通じ、減収補填債の対象税目に地方消費税などを追加するよう要望しており、国からは、令和2年度の地方消費税や軽油引取税など7税目について、対象税目に追加され、令和2年度の2月補正予算(第7号)において、95億円を計上したところです。</p> <p>今後も、安定的な財政運営に努めていきます。</p>	総務部	財政課	A 提言 の趣旨に 沿って措 置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>2 地方財政基盤の充実について</p> <p>地方創生の実現のための十分な財政措置や、地域間格差の是正に資する予算確保など、地方自治体の安定的な財政運営が図られるよう以下の項目につきまして、十分な対策が講じられるよう国に求められたい。</p> <p>(4) 合併特例債の発行期限は、東日本大震災の被災地市町村は合併後25年間まで延長されているが、合併算定替えの終了などに伴い財源不足が深刻化することから、上限額の拡大を含め、更なる支援策を講じること。</p>	<p>合併特例債の発行に関し、県では、合併市町が健全な財政運営ができるよう、新市町建設計画の変更や地方債発行に係る協議の際に、実質公債費比率等への影響を考慮しながら助言を行ってきたところです。</p> <p>東日本大震災の被災市町村においては合併特例債の発行期限が延長されていることから、発行期限内における合併特例債の計画的な発行について、今後も、引き続き、合併市町への支援を行うとともに、県内合併市町の合併特例債の発行状況や新市町建設計画の計画期間を踏まえ、必要に応じて国に働きかけていきます。</p>	ふるさと振興部	市町村課	B 実現に努力しているもの
<p>3 復旧・復興のための財政支援の継続と財政確保について</p> <p>「復旧・復興期間」の終了後における復興事業の完遂を確実なものとするため、必要とする応援職員や任期付職員等への財源の手当てなど、人材確保対策支援を要望するとともに、令和3年度以降、普通交付税の算定における国勢調査人口の特例措置等が終了することにより、交付税額が大きく減少し、財政運営に支障が生じるため、被災地を対象とした特例的な財政支援を国に求められたい。</p>	<p>被災町村への人的支援については、各種派遣スキームの活用や県による任期付職員の派遣などに取り組んできたところです。また、国等に対しては、人的支援の総合的な調整に係る取組の継続について要望しているところです。</p> <p>県としては、引き続き、被災市町村と連携し、必要な職種等の状況を確認しながら、復興に向けて必要な人材が確保できるよう取り組んでいきます。</p> <p>普通交付税算定における被災市町村の人口特例措置については、現在の避難状況等を考慮し、国に対して意見を提出した結果、人口の特例措置は終了した上で、5年間の激変緩和措置が講じられることとなったところです。</p>	ふるさと振興部	市町村課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>4 日本海溝・千島海溝を震源とする地震津波対策について 令和2年4月に、内閣府から日本海溝・千島海溝を震源とする地震津波の発生確率が高まっているとの調査結果が公表され、東日本大震災の復興事業で整備されている防潮堤などの構築物が全て破壊される想定で行われており、ハード対策に加えて、避難を軸とした最大のリスク回避を早急に住民に周知する必要がある。</p> <p>県においては、市町村毎の浸水想定区域の詳細調査を早急に実施するとともに、県の津波避難のガイドラインの見直しや減災に向けた住民説明会を開催いただきたい。</p> <p>また、ハザードマップの改訂や避難誘導標識の取替え、避難場所の指定変更等が必要となる場合はこれら経費に対して必要な財政支援を講じていただきたい。</p>	<p>県では、内閣府から日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデルが公表されたことを受けて、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく津波浸水想定を検討に着手したところです。</p> <p>この津波浸水想定に係る住民への説明については、市町村が進める避難対策やハザードマップの作成などと合わせて総合的な観点から説明する必要があることから、県と市町村の役割を踏まえ、周知の方法を検討したいと考えています。</p> <p>今後、県が行う最大クラスの津波のシミュレーションの結果、ハザードマップの改訂が必要な場合には、現行の国の交付金制度の中でハザードマップの改訂が可能かどうか国に協議するなど検討していきます。</p>	県土整備部	河川課	B 実現に努力しているもの
<p>5 過疎対策の積極的な推進について 現行の「過疎地域自立促進特別措置法」が令和3年3月末で法期限を迎えることとされているが、人口減少や少子高齢化が急速に進んでいる過疎地域の深刻な状況を踏まえ、過疎地域に対する支援を継続して推進していくことが重要である。</p> <p>については、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう国に要望されたい。</p> <p>(1) 過疎地域において必要な事業を円滑に実施できるよう、過疎対策事業債及び各種支援制度の維持・拡充を図ること。</p>	<p>現行の「過疎地域自立促進特別措置法」の失効を令和3年3月末に控え、県では、全国過疎地域自立促進連盟による要望、全国知事会提言、北海道・東北六県要望等を行ってきたほか、令和2年11月17日に行った政府予算要望において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行過疎法失効後においても、これまでの過疎対策の枠組みを生かした新たな法律に基づく総合的な振興策を講じること ・過疎対策事業債の継続をはじめとした各種財政措置の維持・拡充を図ること ・過疎地域の要件と単位について、現行法第33条に規定されているいわゆる「みなし過疎」と「一部過疎」も含めた現行の過疎地域を引き続き対象とすることを基本としつつ、過疎地域の特性や果たしている役割、近年人口減少が急速に進んでいる地域の状況等を的確に反映したものとすることについて、要望を行っているところであり、引き続き、国に対して働きかけを行っていきます。 	ふるさと振興部	地域振興室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>5 過疎対策の積極的な推進について</p> <p>現行の「過疎地域自立促進特別措置法」が令和3年3月末で法期限を迎えることとされているが、人口減少や少子高齢化が急速に進んでいる過疎地域の深刻な状況を踏まえ、過疎地域に対する支援を継続して推進していくことが重要である。</p> <p>ついては、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう国に要望されたい。</p> <p>(2) 現行過疎法第33条に規定する「市町村の廃置分合等があった場合の特例」について継続するとともに、現行過疎地域が新法においても引き続き過疎地域に指定されるよう配慮すること。</p>	<p>現行の「過疎地域自立促進特別措置法」の失効を令和3年3月末に控え、県では、全国過疎地域自立促進連盟による要望、全国知事会提言、北海道・東北六県要望等を行ってきたほか、令和2年11月17日に行った政府予算要望において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行過疎法失効後においても、これまでの過疎対策の枠組みを生かした新たな法律に基づく総合的な振興策を講じること ・過疎対策事業債の継続をはじめとした各種財政措置の維持・拡充を図ること ・過疎地域の要件と単位について、現行法第33条に規定されているいわゆる「みなし過疎」と「一部過疎」も含めた現行の過疎地域を引き続き対象とすることを基本としつつ、過疎地域の特性や果たしている役割、近年人口減少が急速に進んでいる地域の状況等を的確に反映したものとすることについて、要望を行っているところであり、引き続き、国に対して働きかけを行っていきます。 	<p>ふるさと振興部</p>	<p>地域振興室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>5 過疎対策の積極的な推進について</p> <p>現行の「過疎地域自立促進特別措置法」が令和3年3月末で法期限を迎えることとされているが、人口減少や少子高齢化が急速に進んでいる過疎地域の深刻な状況を踏まえ、過疎地域に対する支援を継続して推進していくことが重要である。</p> <p>については、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう国に要望されたい。</p> <p>(3) 現行過疎法における過疎地域の指定要件を狭めないこと。</p>	<p>現行の「過疎地域自立促進特別措置法」の失効を令和3年3月末に控え、県では、全国過疎地域自立促進連盟による要望、全国知事会提言、北海道・東北六県要望等を行ってきたほか、令和2年11月17日に行った政府予算要望において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行過疎法失効後においても、これまでの過疎対策の枠組みを生かした新たな法律に基づく総合的な振興策を講じること ・過疎対策事業債の継続をはじめとした各種財政措置の維持・拡充を図ること ・過疎地域の要件と単位について、現行法第33条に規定されているいわゆる「みなし過疎」と「一部過疎」も含めた現行の過疎地域を引き続き対象とすることを基本としつつ、過疎地域の特性や果たしている役割、近年人口減少が急速に進んでいる地域の状況等を的確に反映したものとするについて、要望を行っているところであり、引き続き、国に対して働きかけを行っていきます。 	ふるさと振興部	地域振興室	B 実現に努力しているもの
<p>5 過疎対策の積極的な推進について</p> <p>現行の「過疎地域自立促進特別措置法」が令和3年3月末で法期限を迎えることとされているが、人口減少や少子高齢化が急速に進んでいる過疎地域の深刻な状況を踏まえ、過疎地域に対する支援を継続して推進していくことが重要である。</p> <p>については、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう国に要望されたい。</p> <p>(4) 過疎対策事業債の対象となるソフト事業の範囲の拡大及び過疎対策事業債の配分額の増額を行うなど十分な財源措置を講じること。</p>	<p>県では、これまで全国知事会や全国過疎地域自立促進連盟を通じ、過疎地域の多様な財政需要に対応した過疎対策事業債の必要額の確保等について国等に要望するとともに、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」失効後の新たな過疎対策法の制定による過疎地域の一層の振興や、各種財政措置の維持・拡充等について、県単独でも要望しているところです。引き続き、過疎対策の取組が円滑に実施できるよう、国に対して働きかけを行っていきます。</p>	ふるさと振興部	市町村課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>6 公共交通体系の確保と構築について 公共交通は、沿線住民の生活に欠くことのできない交通手段であるとともに、観光客の誘客や地域間交流の促進を図る上で重要な交通基盤である。 県内では、高齢化が進む中で、日常生活の移動を支える交通手段としてのデマンド型乗合タクシーの導入、路線バスとの乗換ポイントの整備など持続可能な公共交通体系の確保と構築が重要であることから、次の事項について要望する。 (1) 住民の移動手段である公共交通機関を維持・確保していくため、岩手県が中心となり、公共交通機関の早急な支援、及び本県が目指すべき今後の公共交通の姿について検討・提示を行われたい。</p>	<p>県では、平成30年度に「岩手県地域公共交通網形成計画」を策定し、持続可能な地域公共交通体系の構築に取り組んでいるところです。 また、地域内公共交通への財政支援については、デマンド交通等の新たな交通手段の導入や、公共交通の利用促進の取組等に対して地域公共交通活性化推進事業費補助による支援を実施しており、引き続き、支援を行っていきます。 あわせて、国に対しても、地域内フィーダー系統確保維持費補助について、補助要件の緩和や補助上限額の拡大を要望しているところであり、今後も引き続き働きかけていきます。</p>	ふるさと振興部	交通政策室	B 実現に努力しているもの
<p>6 公共交通体系の確保と構築について 公共交通は、沿線住民の生活に欠くことのできない交通手段であるとともに、観光客の誘客や地域間交流の促進を図る上で重要な交通基盤である。 県内では、高齢化が進む中で、日常生活の移動を支える交通手段としてのデマンド型乗合タクシーの導入、路線バスとの乗換ポイントの整備など持続可能な公共交通体系の確保と構築が重要であることから、次の事項について要望する。 (2) 住民の足となるバス路線の維持・確保のため、地域の実情に応じた柔軟な補助金の創設を行うこと。</p>	<p>市町村が行う交通手段の確保については、県では引き続き、地域公共交通活性化推進事業費補助により新たなコミュニティバスやデマンド交通等の導入への支援を実施していきます。 また、地域内公共交通への財政支援については、国庫補助における地域内フィーダー系統確保維持費補助における新規性要件の緩和や、補助上限額の拡大を行うよう、国に対して要望しているところであり、今後も引き続き、国に働きかけていきます。</p>	ふるさと振興部	交通政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>6 公共交通体系の確保と構築について</p> <p>公共交通は、沿線住民の生活に欠くことのできない交通手段であるとともに、観光客の誘客や地域間交流の促進を図る上で重要な交通基盤である。</p> <p>県内では、高齢化が進む中で、日常生活の移動を支える交通手段としてのデマンド型乗合タクシーの導入、路線バスとの乗換ポイントの整備など持続可能な公共交通体系の確保と構築が重要であることから、次の事項について要望する。</p> <p>(3) 地域公共交通活性化推進事業費補助金について、市町村の事業計画に伝えられるよう所要額を確保するとともに、同補助金制度を拡充しデマンド型乗合タクシーの運行費用への財政支援を図ること。(本格運行2年目以降への財政支援)</p>	<p>地域公共交通活性化推進事業費補助金につきましては、市町村における事業活用の見通し等を踏まえ、適切な予算の確保に努めていきます。</p> <p>なお、市町村の公共交通体系の再編に伴い、デマンド交通の運行を開始する場合には、円滑な導入が図られるよう、実証運行及び本格運行の初年度においては、地域公共交通活性化推進事業費補助金より、運行経費に対して支援を行っているところであり、本格運行の2年目以降については、当該補助金により、接続拠点における乗り継ぎ環境整備等の利用促進に要する経費に対して支援を行っています。</p>	ふるさと振興部	交通政策室	B 実現に努力しているもの
<p>6 公共交通体系の確保と構築について</p> <p>公共交通は、沿線住民の生活に欠くことのできない交通手段であるとともに、観光客の誘客や地域間交流の促進を図る上で重要な交通基盤である。</p> <p>県内では、高齢化が進む中で、日常生活の移動を支える交通手段としてのデマンド型乗合タクシーの導入、路線バスとの乗換ポイントの整備など持続可能な公共交通体系の確保と構築が重要であることから、次の事項について要望する。</p> <p>(4) 地域バス交通支援事業費補助(県単補助)について、現在、補助要件である「平均乗車密度4人以上」を当分の間適用しないとしているが、今後もこの運用について維持するよう求める。</p>	<p>県単補助の補助要件については、国庫補助の被災地特例等に準じて「平均乗車密度4人以上」の要件を適用しない特例措置を講じていますが、国に対して被災地特例の延長等を要望した結果、令和3年度まで期間が延長される見通しが示されたことから、県単補助の特例措置についても、令和3年度まで延長することとしています。</p> <p>あわせて、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた既存補助路線の維持を図るため、被災地特例等の対象路線以外の路線についても、「平均乗車密度4人以上」の補助要件を適用しない特例措置を講ずることとしています。</p>	ふるさと振興部	交通政策室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>6 公共交通体系の確保と構築について</p> <p>公共交通は、沿線住民の生活に欠くことのできない交通手段であるとともに、観光客の誘客や地域間交流の促進を図る上で重要な交通基盤である。</p> <p>県内では、高齢化が進む中で、日常生活の移動を支える交通手段としてのデマンド型乗合タクシーの導入、路線バスとの乗換ポイントの整備など持続可能な公共交通体系の確保と構築が重要であることから、次の事項について要望する。</p> <p>(5) デマンド型乗合タクシーや路線バスとの乗換ポイントとなる停留所の整備や待合スペースの確保に係る財政支援を行うこと。</p>	<p>広域バス路線と、デマンド交通などの地域内公共交通との適切な接続拠点の設定や接続利便性の向上は、地域内公共交通の維持確保に重要と考えており、市町村に対する支援については、引き続き、検討していきます。</p>	<p>ふるさと振興部</p>	<p>交通政策室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>6 公共交通体系の確保と構築について</p> <p>公共交通は、沿線住民の生活に欠くことのできない交通手段であるとともに、観光客の誘客や地域間交流の促進を図る上で重要な交通基盤である。</p> <p>県内では、高齢化が進む中で、日常生活の移動を支える交通手段としてのデマンド型乗合タクシーの導入、路線バスとの乗換ポイントの整備など持続可能な公共交通体系の確保と構築が重要であることから、次の事項について要望する。</p> <p>(6) バス運行に係る、被災地に対する特例的補助スキームが令和2年度で終了とされており、より効率的で持続可能な新たな公共交通ネットワークの構築が急務である。バス事業者が運行する広域路線バス等の1日当たり輸送量等の国庫補助要件を令和3年度以降も緩和するなど、バス事業者への国・県補助の対象要件緩和を図ること。</p> <p>また、被災地においては、被災地特例終了後の新たな財政支援策を講ずることを国に求められたい。</p>	<p>国に対して国庫補助における被災地特例や激変緩和措置の延長等を要望した結果、令和3年度まで期間が延長される見通しが示されたことから、県単補助においても、「平均乗車密度4人以上」の補助要件を適用しない特例措置を令和3年度まで延長することとしています。</p> <p>あわせて、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた既存補助路線の維持を図るため、被災地特例等の対象路線以外の路線についても、「平均乗車密度4人以上」の補助要件を適用しない特例措置を講ずることとしています。</p> <p>また、被災地特例終了後の新たな財政支援については、引き続き、検討を行い、国への働きかけ等の必要な対応を行っていきます。</p>	ふるさと振興部	交通政策室	B 実現に努力しているもの
<p>7 地デジ県内放送の難視聴対策と設備更新、情報通信環境の改善について</p> <p>本県では地上デジタル放送の視聴困難な地域があり、またテレビ共同受信施設の設備については、老朽化が進む一方、施設の改修経費が高額なため、施設の改修が困難な状況となっている。</p> <p>さらに、このように条件的に不利な地域は、情報通信インフラの整備が遅れる状況にある。</p> <p>については、次の事項について国及び県並びに通信事業者等に対し働きかけるとともに、財政支援制度を創設するよう要望する。</p> <p>(1) 受信困難世帯の解消に向けた抜本的な受信対策の検討及び実施可能な受信環境改善策への財政支援制度の創設を行うこと。</p>	<p>地上デジタル放送移行に伴う難視聴対策については、国において放送事業者等と連携し実施されてきたところであり、この結果、県内の対象世帯については平成27年3月までにその対策を完了したものとされており、現在、国の支援制度はない状況です。</p> <p>県としては、市町村が受信環境改善策として共聴施設の新規整備に対して補助を行う場合に、地域経営推進費による補助対象としています。</p> <p>今後も、引き続き国に対し共聴施設の整備に係る支援制度の創設等について要望していきます。</p>	ふるさと振興部	科学・情報政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>7 地デジ県内放送の難視聴対策と設備更新、情報通信環境の改善について</p> <p>本県では地上デジタル放送の視聴困難な地域があり、またテレビ共同受信施設の設備については、老朽化が進む一方、施設の改修経費が高額なため、施設の改修が困難な状況となっている。</p> <p>さらに、このように条件的に不利な地域は、情報通信インフラの整備が遅れる状況にある。</p> <p>については、次の事項について国及び県並びに通信事業者等に対し働きかけるとともに、財政支援制度を創設するよう要望する。</p> <p>(2) テレビ共同受信施設の維持管理費及び老朽化に伴う施設改修費に対する財政支援制度の創設を行うこと。</p>	<p>共聴施設の維持管理及び老朽化対策は重要な課題であり、これまでも国に対し、県単独及び全国知事会を通じて、維持管理及び老朽化に伴う更新に対する支援制度の創設等について繰り返し要望しています。</p> <p>また、県の支援策としては、市町村が共聴施設の改修や更新に対して補助を行う場合に、地域経営推進費による補助対象としています。</p> <p>今後も、引き続き国に対し支援制度の創設等について要望していきます。</p>	ふるさと振興部	科学・情報政策室	B 実現に努力しているもの
<p>7 地デジ県内放送の難視聴対策と設備更新、情報通信環境の改善について</p> <p>本県では地上デジタル放送の視聴困難な地域があり、またテレビ共同受信施設の設備については、老朽化が進む一方、施設の改修経費が高額なため、施設の改修が困難な状況となっている。</p> <p>さらに、このように条件的に不利な地域は、情報通信インフラの整備が遅れる状況にある。</p> <p>については、次の事項について国及び県並びに通信事業者等に対し働きかけるとともに、財政支援制度を創設するよう要望する。</p> <p>(3) テレビ共同受信施設の施設更新に係る財政措置を講じるように国に求めるとともに、県における支援制度の創設について要望する。</p>	<p>共聴施設の維持管理及び老朽化対策は重要な課題であり、これまでも国に対し、県単独及び全国知事会を通じて、維持管理及び老朽化に伴う更新に対する支援制度の創設等について繰り返し要望しています。</p> <p>また、県の支援策としては、市町村が共聴施設の改修や更新に対して補助を行う場合に、地域経営推進費による補助対象としています。</p> <p>今後も、引き続き国に対し支援制度の創設等について要望していきます。</p>	ふるさと振興部	科学・情報政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>7 地デジ県内放送の難視聴対策と設備更新、情報通信環境の改善について</p> <p>本県では地上デジタル放送の視聴困難な地域があり、またテレビ共同受信施設の設備については、老朽化が進む一方、施設の改修経費が高額なため、施設の改修が困難な状況となっている。</p> <p>さらに、このように条件的に不利な地域は、情報通信インフラの整備が遅れる状況にある。</p> <p>については、次の事項について国及び県並びに通信事業者等に対し働きかけるとともに、財政支援制度を創設するよう要望する。</p> <p>(4) 将来にわたり超高速情報通信基盤を維持できる制度の創設を図られたい。</p>	<p>県では、通信事業者が投資に消極的な条件不利地域においても、光ファイバー等の超高速ブロードバンドなどの情報通信基盤の設備投資を促進するため、国に対し、県単独及び全国知事会を通じて、通信事業者が行う情報通信基盤の整備及び維持管理を対象とするよう支援制度の拡充について要望しています。</p> <p>今後も引き続き、国に対し支援制度の創設等について要望するとともに、通信事業者に対して働きかけを行っていきます。</p>	ふるさと振興部	科学・情報政策室	B 実現に努力しているもの
<p>8 紫波中央駅構内のバリアフリー化(エレベーター設置)への県補助の実施について</p> <p>紫波中央駅は、平成30年に切符販売窓口の開設に伴う有人化や観光案内機能の充実により利便性の向上が図られたが、バリアフリー化への課題を抱えている。駅の利用者数は年々増加し、バリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に示されているバリアフリー化の整備対象要件を備えている。早期のエレベーター設置が待ち望まれていることから、紫波中央駅のバリアフリー化に対して県の補助を求める。</p>	<p>紫波町とJRでは、国庫補助を前提としたエレベーター設置についての検討が進められており、町からは、県からの支援も求めたいとの意向が示されているところだ。</p> <p>これを受けて、現在、町とJRにおける検討状況や、これまでの補助の実績などを踏まえ、本体工事の実施に際して、県としての支援について検討を行っています。</p>	ふるさと振興部	交通政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>9 JR東北本線の利便性向上について</p> <p>JR東北本線利用者の利便性を高めるため、盛岡駅から一ノ関駅間の増便及び無人駅となった六原駅の駅員配置等について、JR東日本㈱へ働きかけを求めるとともに、JR東北本線利用者の利便性向上について、特段のご高配をお願いしたい。</p>	<p>鉄道路線については、地域の意向をダイヤ編成等に反映するとともに、地域のまちづくりとの連携等を通じ、利用者の利便性向上と交通結節点としての機能強化を図ることが重要であると考えています。</p> <p>JR線については、毎年度、市町村等のJR線に係る要望を県が取りまとめ、JR東日本盛岡支社に対して要望書を提出しており、令和2年3月の要望では、盛岡駅から北上駅間の折り返し列車の一ノ関駅までの延伸、六原駅への駅員の配置についても要望したところです。</p> <p>また、令和元年12月に設立されたJR線岩手県南地域利用促進協議会には、県南広域振興局が参加し、東北本線等の利便性向上に向け、地域と連携した活動を進めているところであり、今後も地域の意向が反映されるよう取り組んでいきます。</p>	ふるさと振興部	交通政策室	B 実現に努力しているもの
<p>10 世界遺産登録10周年に向けた支援について</p> <p>令和3年に「平泉の文化遺産」は、登録から10年を迎える中、「世界遺産登録10周年記念事業実行委員会」を立ち上げ、イベントの開催や観光誘客などを図るよう、登録5周年同様に岩手県の積極的な支援を求める。</p>	<p>県では、世界遺産登録10周年に向け、令和2年12月24日に平泉世界遺産登録10周年事業推進会議を設立し、平泉町をはじめ、関係市町や団体等と連携した取組を進めることとしています。</p> <p>また、令和3年は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の関連イベントや東北デスティネーションキャンペーン、復興10年関連事業が実施されるほか、北海道・北東北の縄文遺跡群の世界遺産登録が見込まれており、これらを活かした情報発信や誘客活動に取り組むこととしています。</p> <p>さらに、登録10周年となる令和3年秋の開館に向けて、「平泉の文化遺産」ガイダンス施設(仮称)の整備を進めており、これまで以上に平泉世界遺産の価値を国内外に広く発信することとしています。</p> <p>これらの取組を通じて、平泉世界遺産登録10周年の機運醸成を図り、平泉世界遺産の価値の普及啓発や適切な保存管理を進め、交流人口の拡大や地域振興につなげていきます。</p>	文化スポーツ部	文化振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>11 釜石鵜住居復興スタジアムの利活用の推進について (1) 釜石鵜住居復興スタジアムを活用した、県主催または全県的な各種スポーツ大会や文化イベント等を開催するとともに、スポーツをはじめ教育、文化、観光、防災等様々な分野における全国規模の大会、催し等の誘致に積極的な支援を求める。</p>	<p>県では、ラグビーワールドカップのメモリアルイベントの継続的な開催を、釜石市とともに検討していくとともに、県ラグビー協会と連携した大会等の誘致活動、トップリーグ等の試合が行われる県外会場でのブース出展によるスタジアムのPRを行うこととしています。 今後も、各種大会やイベント等の誘致を図り、沿岸地域の振興、広域的な文化・スポーツの振興に向けて取り組んでいきます。</p>	文化スポーツ部	文化スポーツ企画室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>11 釜石鵜住居復興スタジアムの利活用の推進について (2) 釜石鵜住居復興スタジアム等の既存施設を活用し、経済波及効果創出に資するスポーツ合宿誘致の推進、仕組みづくり、PR等の支援を講ずること。</p>	<p>県では、市町村・関係団体等で組織した「いわてスポーツコミッション」を中心に様々なスポーツ大会・合宿等の誘致の取組を推進しているところです。具体的には、市町村等と連携して、大学や実業団のスポーツチームを対象とした合宿相談会、合宿等の受入れ担当者向けの人材育成研修会、いわてスポーツコミッションWEBサイトで県内にあるスポーツ施設等の情報発信等を実施しています。 引き続き、県内各市町村や関係団体等と連携を図りながら、県内各市町村のスポーツ施設等の資源や観光資源を生かし、交流人口の拡大に向けた取組を進めていきます。</p>	文化スポーツ部	スポーツ振興課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>12 骨寺村荘園遺跡の世界遺産への拡張登録について 骨寺村荘園遺跡の世界遺産への拡張登録に向けて、専門的・技術的支援が受けられるよう国に対し働きかけるとともに、調査研究等へのより一層充実した支援を行い、「平泉の文化遺産」世界遺産拡張登録検討委員会に日本史（特に平泉の研究）や浄土思想の研究を専門とする委員を加えるよう国・関係機関へ働きかけること。</p>	<p>「平泉の文化遺産」の世界遺産拡張登録については、平成30年2月10日の県と関係3市町の申し合わせにより、引き続き、世界遺産追加登録に向けた取組を継続することとしています。</p> <p>県では、令和2年6月の政府予算要望において、「平泉の文化遺産」の世界遺産追加登録が早期に実現されるよう、調査研究に対する財政的支援及び技術的支援について要望したところであり、今後も国から必要な支援が受けられるよう、働きかけを行っていきます。</p> <p>また、県の平泉の文化遺産世界遺産拡張登録検討委員会の委員構成については、委員会における今後の議論の状況や、文化庁の助言を踏まえて検討していきます。</p> <p>県では、関係市町が実施する調査研究について、引き続き、財政的支援及び技術的支援を行うとともに、専門家委員会の開催や文化庁との調整など、関係市町とともに推薦書案の作成に向けた取組を継続していきます。</p>	文化スポーツ部	文化振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>13 再生可能エネルギー対策の普及拡大について FIT制度が創設されて以降、県内でも再生可能エネルギーの関心や導入が進んでいる。 太陽光発電施設をはじめ再生可能エネルギーを活用した資源環境による地域づくりが進められており、十分な支援措置を行うとともに、様々な問題に対する対策を講じることを国に求められたい。 (1) 太陽光や風力(陸上・洋上)による発電、波力発電等の多様な再生可能エネルギー導入・検討に対する支援をすること。</p>	<p>県では、知事を本部長とする岩手県地球温暖化対策推進本部を設置し、再生可能エネルギーの導入拡大による地域の振興や防災拠点への再生可能エネルギー導入促進に取り組んでいるところです。 また、平成29年3月には、海洋エネルギー関連産業の創出に向けて関係者が取組の方向性や将来の姿を共有する「岩手県海洋エネルギー関連産業創出ビジョン」を策定し、久慈地域におけるローカルエネルギーの活用推進を位置付けたところです。引き続き、海洋再生可能エネルギーの導入実現に向けて、貴市や関係機関と連携し、取組を推進していきます。 【風力発電(陸上・洋上)、波力発電等の多様な再生可能エネルギー導入・検討に対する支援】 ①設備導入に対する県単融資制度での支援 ②事業化検討のための導入支援マップや支援情報の県ホームページでの提供 ③普及啓発や機運醸成に向けたセミナーや勉強会の開催 ④風力発電導入構想の中で、久慈市を含む3地域4地区を選定し、円滑な立地に向けた風力発電導入構想連絡会の開催による情報共有</p>	環境生活部	環境生活企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>13 再生可能エネルギー対策の普及拡大について FIT制度が創設されて以降、県内でも再生可能エネルギーの関心や導入が進んでいる。 太陽光発電施設をはじめ再生可能エネルギーを活用した資源環境による地域づくりが進められており、十分な支援措置を行うとともに、様々な問題に対する対策を講じることを国に求められたい。</p> <p>(2) 国の主導により、送電網の強化や設備費用の地域間格差解消、送電網備に係る工期の短縮、既存系統との連系を認める「日本版コネク&マネージ」推進など、積極的な支援を国に求められたい。</p>	<p>再生可能エネルギーの導入促進を図るためには、送電網の強化が不可欠であることから、これまでも機会を捉えて国に対し要望を行ってきたところであります。</p> <p>なお、電力インフラが脆弱な地域においては、接続費用が買取価格で想定する費用を上回るなど、地域間格差が生じており、本県の恵まれた再生可能エネルギーの活用を促進するためには、送電網の増強支援とともに、接続費用の地域間格差解消に向けた施策の展開が必要であると認識しています。</p> <p>現在、電力系統の運用調整を担う電力広域的運営推進機関により、本県を含む東北北部エリアなどの送変電設備の増強が必要な地域について、複数事業者が共同で設備増強することにより費用負担の軽減を図る「募集プロセス」が進められているところです。</p> <p>また、国においては、混雑時の出力抑制など、一定の条件下で接続を認める「日本版コネク&マネージ」の具体化に向けた取組が進められています。</p> <p>県では、このような取組の効果を注視しつつ、市町村や事業者等の意見を踏まえながら、引き続き、国に対し、送配電網の強化を働きかけるなどの取組を進めていきます。</p>	環境生活部	環境生活企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>13 再生可能エネルギー対策の普及拡大について FIT制度が創設されて以降、県内でも再生可能エネルギーの関心や導入が進んでいる。 太陽光発電施設をはじめ再生可能エネルギーを活用した資源環境による地域づくりが進められており、十分な支援措置を行うとともに、様々な問題に対する対策を講じることを国に求められたい。</p> <p>(3) 事業者が太陽光や風力、地熱発電など再生可能エネルギー発電事業を実施する場合において、その立地場所の選定に関して防災や環境保全、景観保全等の観点から国又は地方公共団体が規制を及ぼすことが可能となるよう、FIT法の改正など所要の法整備を講じるよう国に求められたい。</p>	<p>太陽光発電事業について、一定規模以上の施設を環境影響評価法に基づくアセスメントの対象とするため、環境影響評価法施行令の一部を改正する政令が令和元年7月5日に公布され、令和2年4月1日に施行されることとなったことから、県においても、岩手県環境影響評価条例施行規則の一部改正を行い、太陽光発電事業を岩手県環境影響評価条例に基づく環境影響評価の対象とすることとしました。(令和元年12月27日公布、令和2年4月1日施行)</p> <p>なお、風力及び地熱発電事業に係る条例に基づくアセスメントの在り方についても、法の趣旨を尊重したものとすることから、引き続き国の動向を注視していきます。</p> <p>また、発電事業者の立地場所の選定に関する規制については、国では、電源別事業計画策定ガイドラインを定め、事業者が事業を行うに当たったの遵守事項及び推奨事項を規定し、これに違反した場合や怠った場合には、同法に基づく指導・助言等の対象となりえるとしているところです。このため、まずは事業者に対し、当該ガイドラインに基づき、発電施設の稼働等が地域住民や周辺環境に影響を与えないよう、適切な措置を講ずること等を求めていくことが肝要であると考えます。</p> <p>国に対しては、「環境等と調和した再生可能エネルギーの導入促進に向けた施策の展開」について要望しているところですが、具体的には、近年、急速に導入が拡大した太陽光発電について、事業実施に当たって地域の意見を確実に聞く仕組みを早期に構築するなど、環境や景観等に配慮したきめ細かな制度改善を行うよう要望しているところであり、こうした要望に対する国の対応、動向等を見極めていきます。</p> <p>なお、事業者が事業を実施するに当たって生じたトラブルに対しては、関係部局や国、市町村と情報を共有し、連携しながら対応していきます。</p>	環境生活部	環境生活企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>13 再生可能エネルギー対策の普及拡大について FIT制度が創設されて以降、県内でも再生可能エネルギーの関心や導入が進んでいる。 太陽光発電施設をはじめ再生可能エネルギーを活用した資源環境による地域づくりが進められており、十分な支援措置を行うとともに、様々な問題に対する対策を講じることを国に求められたい。 (4) 小規模発電であっても地域住民の生活環境や自然環境、景観に重大な影響を及ぼす可能性のある事業について地方公共団体が直面する課題に対応できるよう、環境影響評価の対象となる規模要件の範囲拡大について国に求められたい。</p>	<p>環境影響評価法(以下、「法」という。)に基づく環境アセスメントの対象となる事業は、現在、道路、ダム、鉄道、空港、発電所など13種類の事業となっています。 法では、環境アセスメントの結果を当該事業の実施に係る許認可に反映させるための規定を設けることにより、事業が環境の保全に十分配慮して行われるようにすることを目的としており、国家的な見地から環境影響評価を行う必要のある事業を対象とすることとされているため、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業が対象となっています。 対象外の事業についての環境影響評価の必要性については、個別事業ごとの国の判断や、地方公共団体の判断に委ねることとされており、このうち後段については、法対象以下の一定規模以上の開発行為を伴うものについて、本県の実情等を踏まえ有識者の検討の上で環境影響評価条例を定めているところです。 各種発電所施設の整備に当たっては、当該事業の許認可等を定めた個別法や、例えば林地開発許可といった土地利用規制などの関係法令も関わることであり、各法令の目的を踏まえて整備が進められるものと思慮されることから、今後も国と連携し、環境と調和した再生可能エネルギーの導入促進のための適切な制度運用に努めていきます。</p>	環境生活部	環境保全課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>14 大船渡湾の効果的な水質保全対策の実施について 大船渡湾はいわゆる「閉鎖性海域」の特性があり、湾内の水質が環境基準を達成できないことが多く、県が実施する公共用水域水質測定の結果においては、平成29年度に続き、平成30年度のCOD（化学的酸素要求量）の数値も湾奥部分において環境基準を超過するなど、依然として高い値が続いている。 については、汚濁原因に係る調査研究の深化及びより効果的な水質保全対策の実施が図られるよう求める。</p>	<p>県では、大船渡湾水環境を保全するため、下水道と浄化槽整備への助成による汚水処理の普及促進及び水質汚濁防止法規制対象事業場への立入による排水の監視等により流入河川の汚濁負荷削減対策に取り組んでいます。 また、公共用水域の常時監視や漁場環境調査を行い、湾内の水質汚濁の実態把握に努めています。 閉鎖性水域における水質悪化は、様々な要因で引き起こされるため、早期の改善は困難と考えますが、沿岸広域振興局及び大船渡市で策定した大船渡湾水環境保全計画の推進を支援するとともに、引き続き、関係機関の連携の下、大船渡湾の水質改善に向けた施策に取り組んでいきます。</p>	環境生活部	環境保全課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>15 ニホンジカ・ツキノワグマ等の野生鳥獣被害対策について 野生鳥獣の目撃件数や農林業被害件数が年々増加し、県民の生活に深刻な影響を与えていることから、次の項目について十分な支援策を講じられるよう図られたい。</p> <p>(1) 野生鳥獣の捕獲頭数の増加による費用の増加が市町村の財政を圧迫していることから、有害鳥獣捕獲に関する地方財政措置の拡充を国に求められたい。</p> <p>加えて、ニホンジカやツキノワグマの個体数を適正数にするため、早急に駆除対策をオール岩手の取組とするとともに、ニホンジカの被害が多い地域、又は個体数の多い地域に対し予算を拡充すること。</p>	<p>県では、平成24年度末の県内のニホンジカの生息頭数を令和5年度までに半減させることを目標として、必要な財政措置の確保について国に要望するとともに、狩猟期間の延長、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施、全県一斉での捕獲強化期間の設定など様々な取組により、全県における捕獲を強化しています。</p> <p>また、ツキノワグマについて事前に設定した捕獲上限の範囲内で許可事務を簡素化する特例許可の実施などを行っています。</p> <p>県では、農作物被害を防止するため、市町村で策定している鳥獣被害防止計画を踏まえながら、国事業「鳥獣被害防止総合対策交付金」を活用し、有害捕獲や電気柵の設置、地域ぐるみの被害防止活動などへの支援を行っています。</p> <p>また、このような取組を効果的に進めるためには、県や市町村間の連携が重要なことから、県では全県対象の「岩手県鳥獣被害対策連絡会」、広域振興局単位の「地域鳥獣被害対策連絡会」を設置して、県と市町村の鳥獣被害対策の情報共有や、各地域の課題の解決に取り組んでいます。</p> <p>なお、鳥獣被害防止総合支援事業の予算配分に当たっては、要望額に応じて、農作物被害の多い市町村などを中心に配分しており、捕獲対策の強化に向け、国に対して必要な予算を措置するよう要望していきます。</p>	<p>環境生活部</p> <p>農林水産部</p>	<p>自然保護課</p> <p>農業振興課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>15 ニホンジカ・ツキノワグマ等の野生鳥獣被害対策について 野生鳥獣の目撃件数や農林業被害件数が年々増加し、県民の生活に深刻な影響を与えていることから、次の項目について十分な支援策を講じられるよう図られたい。</p> <p>(2) ハンターの担い手の確保、及び新規参入者への支援として、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の上限単価の引上げや、狩猟免許取得経費及びニホンジカ処理に係る冷凍庫の購入補助等の捕獲活動経費の助成など、支援措置を拡充すること。</p>	<p>有害鳥獣の捕獲の担い手である狩猟者確保に向けて、狩猟免許試験に向けた予備講習会を受講料無料で開催するとともに、受験者の利便性や市町村の要望を踏まえ、狩猟免許試験の休日開催や県内各地で試験を行うなど、狩猟者の確保に取り組んでいます。</p> <p>また、県では、令和2年6月に国に対し、有害捕獲活動の上限単価の引上げや、地域からの要望に応え得る十分な予算の確保を要望したところであり、今後も様々な機会を捉えて要望するとともに、市町村や関係団体等と連携しながら、鳥獣被害防止対策の強化に取り組んでいきます。</p>	<p>環境生活部 農林水産部</p>	<p>自然保護課 農業振興課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>15 ニホンジカ・ツキノワグマ等の野生鳥獣被害対策について 野生鳥獣の目撃件数や農林業被害件数が年々増加し、県民の生活に深刻な影響を与えていることから、次の項目について十分な支援策を講じられるよう図られたい。</p> <p>(3) 鳥獣被害防止総合支援事業に該当しない小規模単位での電気柵等の設置や食害防止に対し支援するなど地域の実態に即した取組ができるよう、支援措置の拡充、十分な予算を確保すること。</p>	<p>野生鳥獣による農林業被害を防止するためには、地域ぐるみの被害防止活動が有効であることから、鳥獣被害防止総合支援事業を活用した地域の農家等の連携による柵の設置や、森林整備事業を活用した食害防止柵の設置、忌避剤の散布など、効果的な被害防止対策を支援していきます。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>農業振興課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>15 ニホンジカ・ツキノワグマ等の野生鳥獣被害対策について 野生鳥獣の目撃件数や農林業被害件数が年々増加し、県民の生活に深刻な影響を与えていることから、次の項目について十分な支援策を講じられるよう図られたい。</p> <p>(4) ツキノワグマ捕獲等許可事務について、より迅速な対応を実施するため「岩手県ツキノワグマ捕獲等許可事務処理要領」の改正について、捕獲許可については、30日間を上限とせず、特例許可期間中の捕獲許可を一括で行えるよう検討されたい。</p>	<p>ツキノワグマの特例許可は、近年の出没・被害件数の増加を踏まえ、市町村の臨機の判断による迅速な被害対応を可能とするため、被害事案1件ごとに行う通常の捕獲許可に加え、事前に設定した捕獲上限の範囲内で許可が行えるよう、許可事務の簡素化を目的として行っています。</p> <p>捕獲許可の期間については、環境省から長期間にわたる期間とならないよう通知されていることや、地域個体群の維持を図りつつ、現に被害を引き起こした又は引き起こすおそれが非常に高い個体について捕獲等を行うものであることから、第12次鳥獣保護管理事業計画及び第4次ツキノワグマ管理計画において30日を限度としているところです。</p> <p>県としては、許可期間については、従事者証の配布に要する時間や捕獲の実施状況等を踏まえながら、対象市町村による捕獲等の状況把握や、ツキノワグマ管理検討委員会での意見聴取などにより、必要な検討を行っていきます。</p>	環境生活部	自然保護課	B 実現に努力しているもの
<p>16 バリアフリー化と施設整備について 景勝地に相応しい心地よい風景と持続可能な経済活動を備えた地域となるよう、所用の整備を求める。</p> <p>(1) 登山者の安全確保や植生への影響面から早期の八幡平黒谷地湿原コース木道の更新整備及び案内看板の再設置を行うこと。</p>	<p>八幡平黒谷地湿原コースの木道の破損等に係る再整備については、令和2年度からの自然環境整備計画(令和2年度～6年度)に位置付けたところであり、今後、県管理施設の計画的な修繕に努めるとともに、整備に要する費用について、国に対し十分な予算を確保するよう要望していきます。</p> <p>また、自然公園保護管理員によるパトロールなどにより、危険箇所等の把握に努め、登山者に対する周知や安全対策を講じていきます。</p>	環境生活部	自然保護課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>16 バリアフリー化と施設整備について 景勝地に相応しい心地よい風景と持続可能な経済活動を備えた地域となるよう、所用の整備を求める。 (2) 国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業の推進及び黒崎野営場の一体的再整備を行うこと。 また、陸中黒崎灯台を観光資源として活用するための環境整備、安全対策及び展望台施設のバリアフリー化に対する支援を講じられたい。</p>	<p>県が管理する自然公園施設の整備については、県内各地から多くの要望があることから、その対応については、必要性、緊急性等を考慮しながら検討を進めているところです。 国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業の推進及び黒崎野営場の一体的再整備については、普代村においては黒崎園地エリアの上質化計画を策定し、くろさき荘旧別館跡地の活用について検討していると承知しており、県としても計画との調整を図りながら、黒崎園地内の照明施設の修繕などの県管理施設の再整備に努めていきます。 また、陸中黒崎灯台や展望施設のバリアフリー化については、国立公園事業決定者である環境省との事業内容に係る協議が必要であることから、現地の状況を十分に確認しながら可能な支援に努めていきます。</p>	<p>環境生活部</p>	<p>自然保護課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>17 新型コロナウイルス感染症対策の充実について</p> <p>(1) PCR検査の検査体制の一層の強化及び受検機会の拡大並びに疫学調査の実施体制の強化を図るとともに、ワクチンの早期実用化に向けて関係省庁・関係機関と連携し迅速に開発等が進められ、できるだけ早期に実用化し、国民に提供がなされるよう国に要望するよう求める。</p>	<p>【PCR検査体制の強化及び受検機会の拡大】</p> <p>PCR検査の検査体制の強化、受検機会の拡大については、環境保健研究センターの検査機器増設や民間検査機関への委託などによりPCR検査体制の強化を図っているほか、2次医療圏ごとに、地域外来・検査センターの整備を進め、受検機会の拡大を図っているところです。</p> <p>【ワクチンの早期実用化】</p> <p>令和2年12月18日に新型コロナウイルスワクチン接種体制の確保について国から説明があったところであり、国の指示の下、市町村が実施する予防接種について、県として協力していくとともに、国から示されたスケジュールに基づき、速やかに医療関係者を始め県民に提供されるよう、準備を進めているところです。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>17 新型コロナウイルス感染症対策の充実について</p> <p>(2) 感染者又は感染が疑われる患者を受け入れるため、県が中心となって入院医療提供体制の整備を行うよう取り組まれない。</p> <p>また、医療機関の感染防止対策に必要な施設整備や機器の購入等に対して十分な支援を行うこと。</p>	<p>【医療提供体制の整備】</p> <p>感染患者の拡大に併せ、県で設定しているフェーズが進展する際に、病床を順次拡大していくこととしています。(A)</p> <p>【感染拡大防止策に必要な施設整備等】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の患者受入体制整備については、緊急包括支援交付金等を活用し、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関等の設備整備に対する補助や、感染防止対策に幅広く充当可能な感染防止対策防止支援金等による支援を行っているところです。</p> <p>また、全国知事会を通じて、緊急包括支援交付金の増額や、病院等の緊急整備・改修等への用途拡充等を要望しているところであり、引き続き、医療提供体制の強化に向けた取組を進めていきます。(B)</p>	保健福祉部	保健福祉企画室、医療政策室	A 提言の趣旨に沿って措置 B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>17 新型コロナウイルス感染症対策の充実について (3) 「地域外来・検査センター」について、令和3年度以降の取扱いや、県全体の新たな検査・診療体制を構築することについて、岩手県医師会と早急に協議して方針を定め、令和3年度予算に反映されたい。</p>	<p>地域外来・検査センターの設置に当たっては、国の3次補正に盛り込まれたことから、令和3年度においても、令和2年度と同様の検査体制の構築に必要な予算を措置しています。</p>	保健福祉部	保健福祉企画室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>17 新型コロナウイルス感染症対策の充実について (4) インフルエンザの流行時期と重なる中で、新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念されることから、検査体制及び宿泊療養施設・病床を拡充するなど、十分な対策を講じられたい。</p>	<p>県では、季節性インフルエンザの流行に備え、発熱患者の診療や検査を実施する診療・検査医療機関について、計画以上の医療機関を指定しています。 また、軽症者等の宿泊療養施設を県内の複数の施設で381室確保しているほか、病床についても患者発生フェーズに応じて、拡充していくこととしています。</p>	保健福祉部	保健福祉企画室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>17 新型コロナウイルス感染症対策の充実について (5) 感染拡大防止策を適切に講じられるよう、県と各市町村の連携を引き続き強化するとともに、県の対処方針など必要な情報を迅速に提供されたい。</p>	<p>県対策本部地方支部に市町村が参画しており、県本部員会議の決定事項の伝達や、情報共有、地域の状況にあわせた取組の推進などを行っています。また、庁内の対策本部支援室に市町村連絡班を設置し市町村対策本部との連絡調整を行っているところです。</p>	保健福祉部	保健福祉企画室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>17 新型コロナウイルス感染症対策の充実について (6) コロナ禍における、避難所運営にあたる職員の人件費や災害時の避難所運営体制の充実に要する経費に対して、十分な財政措置を講じること。 また、広域避難については、避難所の確保だけでなく、水、食料はもとより、ベッド、簡易トイレ、パーテーション等避難所の環境改善のための備蓄品について広域的分散備蓄の推進を関係部局と連携して進められたい。</p>	<p>避難所を運営する市町村に対する財政的支援については、避難所開設時に必要な感染症対策物資の購入や、分散避難のためのホテルや旅館等を確保する費用について、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」が活用可能となったところであり、その旨を市町村に対し周知、助言を図ったところですが、引き続き国に対し更なる財政支援について要望していきます。</p> <p>県では、広域的な防災体制を強化するため、平成26年3月に「岩手県広域防災拠点配置計画」を策定、盛岡・花巻、二戸、葛巻、遠野、北上地区の5エリアに広域防災拠点を配置し、防災関係機関のベースキャンプ、物資の受入れ・集配、備蓄等の各種機能を付与し運用してきています。</p> <p>備蓄については、市町村の備蓄を補完するため、各広域防災拠点に避難所開設時に必要となる食料、飲料水、毛布、組立式トイレのほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、新たに、段ボールベッドやパーテーション等の感染症対策物資についても国の地方創生臨時交付金を活用し備蓄を行っています。</p> <p>今後においても、各広域防災拠点の備蓄物資について、備蓄期限が到来した物資の更新に併せ、市町村における備蓄の状況を踏まえた備蓄を進め、広域防災拠点の機能が十分発揮できるよう取り組みます。</p>	総務部	総合防災室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>18 地域医療体制の充実について</p> <p>地域住民の誰もが、いつでもどこでも医療機関にかかり、必要とする医療が受けられるよう以下の点を要望する。</p> <p>(1) 医師の配置と増員及び偏在の是正、勤務医の待遇改善など、効果的な医師確保対策を講じられたい。</p>	<p>県では、医師の確保及び偏在是正のため、令和2年3月に「岩手県医師確保計画」を策定し、常勤医師全般の確保に向けて、関係大学への派遣要請や即戦力医師の招聘、奨学金養成医師の配置調整等に積極的に取り組んでいるところです。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
	<p>県立病院の医師の増員については、これまでも関係大学に対して派遣を要請しているところですが、派遣元である大学においても医師の絶対数が不足しており、医師の確保等は非常に厳しい状況です。</p> <p>そうした中で、奨学金養成医師の配置に当たって、医師不足が深刻な沿岸・県北地域への優先配置に取り組んでいるところであり、医師の地域偏在の更なる解消に向けて、令和元年度に臨床研修を開始した奨学金養成医師から、沿岸地域等での勤務を必須化し、取組の強化を図っているところです。</p> <p>勤務医の待遇改善については、令和元年度から医師事務作業補助者（医療クラーク）の段階的な増員に取り組んでおり、医師の負担軽減を図ることにより勤務環境の改善を進め、働きやすい職場環境づくりに取り組んでいるところです。</p> <p>県では、引き続き、関係大学等を訪問し医師の派遣を強く要請していくほか、即戦力となる医師の招聘、臨床研修医の積極的な受入や奨学金養成医師の計画的な配置等に努めながら、医師の確保に取り組んでいきます。</p>	医療局	医師支援推進室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>18 地域医療体制の充実について</p> <p>地域住民の誰もが、いつでもどこでも医療機関にかかり、必要とする医療が受けられるよう以下の点を要望する。</p> <p>(2) 医療・介護人材の確保と定着に向けた施策の更なる充実を図られたい。また、医療介護人材確保対策への財政支援措置の十分に行われたい。</p>	<p>【医療人材(医師・看護師)の確保】</p> <p>県では、医師の確保及び偏在是正のため、令和2年3月に「岩手県医師確保計画」を策定し、常勤医師全般の確保に向けて、関係大学への派遣要請や即戦力医師の招聘、奨学金養成医師の配置調整等に積極的に取り組んでいるところ。</p> <p>また、看護職員の安定的な確保と定着を図るため「いわて看護職員確保定着アクションプラン」に基づき、中学生・高校生看護進学セミナーや看護職員修学資金貸付制度、ナースセンターによる再就業支援などきめ細かな取組を推進しているところ。</p> <p>【介護人材の確保】</p> <p>県では、介護事業者と求職者とのマッチング支援や事業所における労働環境・処遇の改善の促進、資格取得の支援、キャリアに応じた各種研修の実施などに取り組んでいるほか、市町村等による介護の仕事への理解促進に向けた取組に対する補助を行うなど、「参入の促進」、「労働環境・処遇の改善」及び「専門性の向上」の3つの視点から、介護人材の確保について総合的に取り組んでいるところ。</p> <p>【医療・介護人材確保対策への財政支援】</p> <p>県では、地域医療介護総合確保基金を活用し、医療・介護人材の確保に向けた事業を実施しているところですが、国に対しては、深刻な医師不足等の医療課題や介護人材確保・育成の課題などの実情を踏まえて基金の財源を配分するよう要望するとともに、県内各地域の実情に応じて必要な事業を確実に実施できるよう、事業区分間の配分額の柔軟な調整を可能にすること、予算を安定的に確保すること及び制度を恒久化することを要望しているところであり、引き続き、国に対し働きかけていきます。(B)</p>	保健福祉部	医療政策室、長寿社会課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>18 地域医療体制の充実について</p> <p>地域住民の誰もが、いつでもどこでも医療機関にかかり、必要とする医療が受けられるよう以下の点を要望する。</p> <p>(3) 自治体病院や地域の中核病院における人材確保には流動的に大きな経費が必要となることから、経営基盤の安定化を図るため十分な財源措置を講じられたい。</p>	<p>本県は、公立・公的病院が各圏域の基幹病院となっており、地域において大きな役割を担っているものと認識しています。</p> <p>県では、県立病院がそれぞれの地域で求められる役割を果たせるよう、国が定める繰出基準等を踏まえて、必要な経費を県立病院等事業会計に繰り出ししているところであり、市町村においても同様の状況にあるものと考えています。</p> <p>今後も、地域の医療体制を確保するため必要な支援を行っていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>18 地域医療体制の充実について</p> <p>地域住民の誰もが、いつでもどこでも医療機関にかかり、必要とする医療が受けられるよう以下の点を要望する。</p> <p>(4) 住民が地域で安心して出産できるように、周産期医療に欠かすことのできない産科医、小児科医及び助産師への支援、養成のための施策など十分な対策を講じるとともに、周産期医療体制の充実強化策を講じられたい。</p> <p>特に周産期母子医療センター機能を担う県立中部病院の産婦人科・小児科の医師数の維持・増加等を図られたい。</p> <p>また、ハイリスク分娩について久慈病院で対応できるよう、周産期医療体制の充実強化策を講じられたい。</p>	<p>県では、これまでの「医師確保対策アクションプラン」に基づく様々な取組に加え、産婦人科・小児科を専攻した奨学金養成医師に対して、義務履行とキャリア形成の両立を支援し、義務履行の全期間を地域周産期母子医療センターでの勤務に専念できる特例措置を設けています。さらに、分娩取扱医療機関の少ない地域での新規開設や再開を支援するための補助制度を設けるなど、産科医師の増加のための取組を推進しているところです。</p> <p>また、令和2年度から、どの地域においても安心して妊娠及び出産ができる周産期医療提供体制を整備するため、市町村と連携し、ハイリスク妊産婦の通院等に要する交通費等を支援する事業やモバイル型妊産婦胎児遠隔モニターによる妊産婦の緊急搬送時において、産科医等が胎児及び妊婦の状況を迅速かつ正確に把握し安全・安心な出産を支援する事業に取り組んでいます。</p> <p>これらを総合的に推進しながら、安心して妊娠・出産ができる周産期母子医療体制の充実・強化に努めていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>18 地域医療体制の充実について</p> <p>地域住民の誰もが、いつでもどこでも医療機関にかかり、必要とする医療が受けられるよう以下の点を要望する。</p> <p>(4) 住民が地域で安心して出産できるように、周産期医療に欠かすことのできない産科医、小児科医及び助産師への支援、養成のための施策など十分な対策を講じるとともに、周産期医療体制の充実強化策を講じられたい。</p> <p>特に周産期母子医療センター機能を担う県立中部病院の産婦人科・小児科の医師数の維持・増加等を図られたい。</p> <p>また、ハイリスク分娩について久慈病院で対応できるよう、周産期医療体制の充実強化策を講じられたい。</p>	<p>県では、県内に4つの周産期医療圏を設定し、周産期母子医療センター、分娩取扱医療機関及び市町村の間で、妊産婦等の情報を共有する周産期医療情報ネットワーク「いーはとーぶ」による連携強化に努めています。</p> <p>また、分娩取扱医療機関がない市町村において新たに施設を開設又は分娩を再開する場合、国庫補助対象外の設備整備に係る経費について県単独で補助を行っているほか、妊産婦の緊急搬送時に産科医等が胎児及び妊婦の状況を迅速かつ正確に把握し、安全・安心な出産を支援する、モバイル型妊婦胎児遠隔モニター整備費補助事業に取り組んでいます。</p> <p>さらに、令和元年度から実施している県北広域振興局管内の市町村を対象とする妊産婦の健診に係る交通費支援事業に加え、令和2年度から全県を対象に、ハイリスク妊産婦の周産期母子医療センターでの健診に係る交通費、宿泊費を支援する事業を市町村との連携により開始したところです。</p> <p>県立中部病院の産婦人科及び小児科については、令和3年1月現在、常勤医師を産婦人科6名（うち育児短時間勤務2名）、小児科3名をそれぞれ配置し、地域周産期母子医療センターとしての役割を担っているところです。</p> <p>久慈病院では、二戸病院の産婦人科医師の応援を得て診療しており、ハイリスク分娩に対応した診療体制とすることは難しい現状にあることから、県としては、県内医療機関の機能分担と連携による分娩リスクに応じた医療提供体制の整備を総合的に推進しながら、周産期母子医療体制の充実・強化に努めています。</p> <p>産婦人科及び小児科の常勤医師の増員については、関係大学の医局においても医師の絶対数が不足していることから、大変厳しい状況となっています。</p> <p>今後とも関係大学への派遣要請のほか、即戦力となる医師の招聘、産科・小児科を選択する奨学金養成医師の義務履行期間全てで地域周産期母子医療センター勤務を認める特例によるインセンティブ強化などにより、常勤医師の確保に取り組んでいきます。</p> <p>また、令和2年度から、将来、産婦人科を志す私立大学の医学生に対し、医療局医師奨学資金に産婦人科特別枠として2名分の奨学金枠を設け、産科医の確保に向けて取り組んでいます。</p>	医療局	医師支援推進室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>18 地域医療体制の充実について</p> <p>地域住民の誰もが、いつでもどこでも医療機関にかかり、必要とする医療が受けられるよう以下の点を要望する。</p> <p>(5) 感染症等が発生した場合において適切に対応を行うため、感染症病床を備える総合水沢病院に対する呼吸器内科医等の継続的な配置を講じられたい。</p>	<p>医師の確保については、令和2年3月に「岩手県医師確保計画」を策定し、常勤医師全般の確保に向けて、関係大学への派遣要請や即戦力医師の招聘、奨学金養成医師の配置調整等に積極的に取り組んでいるところです。</p> <p>総合水沢病院に対する呼吸器内科医等の継続的な配置については、配置基本ルールに基づいて、引き続き、関係機関との協議及び配置調整に努めていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>19 子育て環境の充実について</p> <p>少子化が進行する中、安心して子育てが行える環境の充実がより求められていることから、医療費助成の拡大、幼児教育・保育における保護者の負担軽減、人材の確保等について以下の通り要望する。</p> <p>(1) 小学生の外来や中学生等を対象とした県単医療費助成事業の要件緩和と対象拡大及び実施。</p>	<p>各市町村の医療費助成については、県の補助制度を基本としつつ、それぞれの政策的判断のもとに拡充が図られてきており、県が助成対象を小学生の外来や中学生まで拡大したとしても、直ちに県民サービスの向上に結びつくものではなく、また、対象者の範囲を更に拡充した場合、多額の財源を確保する必要があります。</p> <p>子どもの医療費助成は、本来、自治体の財政力の差によらず、全国どこの地域においても同等の水準で行われるべきであることから、引き続き、国に対し、全国一律の制度創設を求めていくとともに、本県では、県立病院等事業会計負担金が多額になっているという事情もあることから、小児・周産期医療提供体制の充実など、県でしか成し得ない広域的な支援・調整を通じて、安全・安心な子育て環境の整備に努めていく必要があると考えています。</p>	保健福祉部	健康国保課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>19 子育て環境の充実について</p> <p>少子化が進行する中、安心して子育てが行える環境の充実がより求められていることから、医療費助成の拡大、幼児教育・保育における保護者の負担軽減、人材の確保等について以下の通り要望する。</p> <p>(2) 児童虐待等に迅速に対応するため、常駐の児童福祉士の十分な配置を図られたい。(二戸保健福祉環境センター等)</p>	<p>県では、増加する児童虐待に対応するため、平成30年度から令和元年度にかけて県北駐在児童福祉司を2名増員したほか、令和2年度は児童福祉司を7名増員し、より迅速な対応が可能となるよう組織体制の強化に取り組んでいるところです。</p> <p>児童虐待等への対応については、虐待通告後48時間以内の安全確認は複数人での対応を求められるなど、専門性を有する職員による組織的な対応が必要であることから、保健福祉環境センターへの児童福祉司の配置は現時点では困難であります。児童福祉法施行令の一部改正により児童福祉司の配置基準が人口3万人に対して1人に引き上げられたことを踏まえ、引き続き、児童相談所の体制強化を進め、その中で保健福祉環境センターへの配置についても検討していきます。</p>	保健福祉部	保健福祉企画室	B 実現に努力しているもの
<p>20 コロナ禍における経営支援について</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大により、大きな影響を受けている事業者に対して十分な支援策、消費喚起の対策を講じるとともに、持続化給付金やGoToキャンペーンの継続的な実施を県からも国へ求められたい。</p> <p>(1) 家賃補助について、経済回復するまでの間、更なる支援金額の拡充及び支援期間の延長を行うこと。</p> <p>また、申請者の不利にならないよう速やかに交付すること。</p>	<p>県では、国に対し家賃支援制度の創設を要望してきたところであり、国の第2次補正予算において、6か月分の家賃の3分の2を上限とする家賃支援給付金の制度が措置されたところです。</p> <p>さらに、国の家賃支援給付金が事業者にとって十分な支援となるよう、売上要件の緩和や複数回の給付について、全国知事会を通じて要請し、県単独でも同様の趣旨を盛り込んだ緊急要望書を提出しているところです。</p> <p>県では、令和2年4月から支援している3か月分の家賃に加え、さらに3か月分を補助することで、国の家賃給付制度と合わせて、最長1年分の家賃を支援を実施しているところです。</p>	商工労働観光部	経営支援課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>20 コロナ禍における経営支援について 新型コロナウイルス感染症拡大により、大きな影響を受けている事業者に対して十分な支援策、消費喚起の対策を講じるとともに、持続化給付金やGoToキャンペーンの継続的な実施を県からも国へ求められたい。 (2) 市町村または商店会等が、キャッシュレス決済または自ら発行する商品券にプレミアム分を上乗せする場合、そのプレミアム分について、国の助成措置を講ずること。</p>	<p>県では、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急経済対策の実行に際して必要となる地方負担はもとより、地方が独自に実施する取組についても、地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう適切な財政措置を行うよう国に対し要望してきたところであり、地域の飲食店等を応援するためのプレミアム商品券の発行支援などについては、国の臨時交付金を活用し、地方公共団体が独自に行う事業に充当することも可能とされたところです。</p>	<p>商工労働 観光部</p>	<p>経営支援 課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>20 コロナ禍における経営支援について 新型コロナウイルス感染症拡大により、大きな影響を受けている事業者に対して十分な支援策、消費喚起の対策を講じるとともに、持続化給付金やGoToキャンペーンの継続的な実施を県からも国へ求められたい。 (3) 「GoToキャンペーン」を一定期間に限定して実施することとなっているが、観光産業の回復には継続的な観光需要喚起対策が必要であることから、第2、第3の各種キャンペーンを効果的かつ継続的に実施されたい。</p>	<p>県では、全国知事会を通じて国に対し、事業者が事業を継続し雇用が維持されるよう、持続化給付金の再支給等を含めた必要な経済対策を長期間にわたり実施するよう要望しているところであり、「Go To トラベル事業」や「Go To イート事業」の令和3年6月末までの延長を盛り込んだ国の令和2年度第3次補正予算が成立しているところです。 また、Go To キャンペーン事業が地域経済に与える効果が大きいことから、国に対しては、感染状況などの地域の実情を踏まえ、感染が落ち着いている地域の宿泊施設をその地域の住民が利用する場合に限って再開するなど、感染状況に応じた適切な運用について、全国知事会を通じて国に対し要望しているところであり、引き続き、国に対して働きかけていきます。</p>	<p>商工労働 観光部</p>	<p>観光・プロモーション室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>20 コロナ禍における経営支援について 新型コロナウイルス感染症拡大により、大きな影響を受けている事業者に対して十分な支援策、消費喚起の対策を講じるとともに、持続化給付金やGoToキャンペーンの継続的な実施を県からも国へ求められたい。 (4) 「持続化給付金」について、1回のみでの給付ではなく、2回、3回と継続して実施されたい。</p>	<p>持続化給付金については、売上要件の緩和や複数回の給付について、全国知事会を通じて要望し、県単独でも同様の趣旨を盛り込んだ緊急要望書を提出しているところです。 引き続き全国知事会と連携し、国に働き掛けていきます。</p>	<p>商工労働 観光部</p>	<p>経営支援 課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>21 北上バレープロジェクトにかかる関連事業の支援充実について</p> <p>北上バレープロジェクトにより北上川流域における自動車・半導体産業等の活性化が期待される中、このプロジェクトを推進するためにも、北上川流域の産業集積に対して集中的に投資し、更なる基盤強化を求めるとともに、今後のモノづくり産業を支える人材育成にも努めるよう以下に求める。</p> <p>(1) 北上コンピュータ・アカデミーを核とした市、同校及び地元企業等を構成員とする官民協働による研究会の立上げに際し県の参画を求める。</p>	<p>ものづくり産業の集積が進展する中、第4次産業革命技術の導入促進を担う人材が求められており、県では「北上川バレープロジェクト」において、大学生、社会人を対象とした半導体関連講座や、高専生、高校生を対象としたEV講座など様々な事業を通じて、高度技術人材の育成に取り組んでいます。</p> <p>また、当プロジェクトは、地域の産業界をはじめ、自治体、支援機関、学術機関など多様な主体との連携・協働により推進することとしています。</p> <p>県では、北上コンピュータ・アカデミーは、開校以来多くの専門人材を輩出し、地域の情報化と経済の発展に寄与されていると認識しており、高度技術人材の確保・育成について必要な協力をしていきます。</p>	商工労働 観光部	定住推進・雇用 労働室、 ものづくり自動車 産業振興 室	B 実現 に努力し ているもの
<p>21 北上バレープロジェクトにかかる関連事業の支援充実について</p> <p>北上バレープロジェクトにより北上川流域における自動車・半導体産業等の活性化が期待される中、このプロジェクトを推進するためにも、北上川流域の産業集積に対して集中的に投資し、更なる基盤強化を求めるとともに、今後のモノづくり産業を支える人材育成にも努めるよう以下に求める。</p> <p>(2) 現在実施されている出前による相談体制を生かしながら、県南地域をターゲットとした支援拠点サテライトを北上市産業支援センター内に設置することによる相談支援体制の強化を求める。</p>	<p>岩手県よろず支援拠点は、平成26年6月に公益財団法人いわて産業振興センター内に設置され、商工団体や金融機関と連携しながら、開設以来33,187件（令和2年12月末現在）の相談に対応しており、盛岡地区以外の事業者も気軽に相談できるよう、県内各地で合同相談会を開催しています。</p> <p>県としては、よろず支援拠点の相談業務を通じて、事業者の売上拡大や経営改善を支援していきたいと考えており、公益財団法人いわて産業振興センターとともに、同拠点と商工団体、金融機関及び関係支援機関との連携を深めていきます。</p> <p>このため、県では、令和2年6月に実施した「令和3年度政府予算等に係る提言・要望」において、よろず支援拠点にて相談支援などに対応する専門スタッフの拡充等について要望したところであり、引き続き、国に働きかけていきます。</p>	商工労働 観光部	経営支援 課	B 実現 に努力し ているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>21 北上バレープロジェクトにかかる関連事業の支援充実について</p> <p>北上バレープロジェクトにより北上川流域における自動車・半導体産業等の活性化が期待される中、このプロジェクトを推進するためにも、北上川流域の産業集積に対して集中的に投資し、更なる基盤強化を求めるとともに、今後のモノづくり産業を支える人材育成にも努めるよう以下に求める。</p> <p>(3) 地場産業の自動車産業の進出及び講座を受講した学生が高い技能や技術を習得し、地場産業を支える人材となることで企業誘致の増加を図るため、隣接する金ヶ崎町で製造されている最新車種の分解展示の実施を要望する。</p>	<p>自動車部品分解展示場は、平成20年8月に開設して以来、小学生の見学から大学等の講座、ものづくり企業の社員教育等人材育成に活用されてきたほか、自動車産業への参入や取引拡大を目指す企業に対し、自動車部品・構造に関する具体的な情報を提供するなど、本県のものづくり産業の発展に貢献してきました。</p> <p>本県は、トヨタ自動車東日本(株)岩手工場による小型車の生産拡大に伴い、部品メーカー等の集積がより一層加速しており、今後も新型車種の生産が期待されるなど、さらなる発展が見込まれている状況にあります。</p> <p>このような中、自動車部品分解展示場の役割は今後も重要と考えており、トヨタの東北拠点化の動向や隣県の類似施設との機能分担等を踏まえながら、引き続き充実に努めていきます。</p>	<p>商工労働 観光部</p>	<p>ものづくり自動車産業振興室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>21 北上バレープロジェクトにかかる関連事業の支援充実について</p> <p>北上バレープロジェクトにより北上川流域における自動車・半導体産業等の活性化が期待される中、このプロジェクトを推進するためにも、北上川流域の産業集積に対して集中的に投資し、更なる基盤強化を求めるとともに、今後のモノづくり産業を支える人材育成にも努めるよう以下に求める。</p> <p>(4) いわてデジタルエンジニア育成センター運営協議会において、今後の運営について策定された長期ビジョンに基づき、3次元設計開発に係る人材育成や企業支援が安定的に行われるよう、県の関与の継続を求める。</p>	<p>いわてデジタルエンジニア育成センターは、平成21年に県と北上市が連携し「北上オフィスプラザ」内に設置され、三次元設計技術に関する「人材育成」と「企業支援」の2つの柱のもと、これまで事業を実施してきたところで</p> <p>す。</p> <p>人材育成事業については、求職者、在職者、学生、教員向けの講習を実施し、これまで2500人余りの方々が受講しています。また、これら受講者のうち、226人が求職者で、そのうち100人が自動車関連企業等に就職するなど、当センターの人材育成に係る取組は県内全域に広まり、企業や専門高校にとどまらず県内高校からも三次元設計開発における人材育成機関として高い評価を受けています。</p> <p>また、当センターが有する専門的な3次元ソフト及び当該ソフトに精通している講師が、多様な企業支援を行うことで、企業の産業競争力の強化にも貢献しています。</p> <p>三次元設計開発技術は、設計業務の効率化にとどまらず、受注の拡大や生産プロセスの効率化にも繋がる技術であり、ものづくり産業の振興を図る上で、ますます重要になってきます。</p> <p>また、AIやロボットなどの第4次産業革命技術の導入を進めるための基盤であることから、その支援を行う当センターの機能の強化等を図るため、令和元年度、当センターの支援機能の充実や、長期安定的な運営の在り方などを検討することを目的に、北上市をはじめ第三者等で構成するいわてデジタルエンジニア育成センター運営協議会を設置し、センターの今後の目指す姿やその実現に向けた取組、運営体制の方向性等をとりまとめた長期ビジョンを策定したところです。</p> <p>県としては、引き続き、北上市や関係機関と連携しながら、長期ビジョンの実現に向けた取組や、安定的なセンター運営の在り方について検討していきます。</p>	商工労働 観光部	ものづくり自動車産業振興室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>22 県北振興にかかる企業誘致について 岩手県においては令和2年度の部局編成を行い、ふるさと振興部-県北・沿岸振興室を設置し、いわて県民計画の着実な推進を図る中、県北圏域における雇用の場の確保、観光交流促進等の関係人口の拡大などが求められており以下について要望する。 (1) 企業立地促進奨励事業費補助金の対象業種の拡大、要件緩和(地場企業を対象、無形固定資産の対象、雇用者数要件の引下げ)</p>	<p>企業立地促進奨励事業費補助金は、企業立地により地域経済の活性化及び雇用の拡大等を図ることを目的として、域外からの誘致を促進しようとするものであり、県・市町村における税源涵養や波及効果の観点から、対象業種及び投資額・雇用人数等の補助要件を定めてきたところです。 今後、DXの推進や5G等による情報通信技術の高度化に伴い、あらゆる産業においてITツールの活用等が想定されることから、県としては、他県の状況を参考としつつ、産業動向や企業ニーズ、市町村の意向等を踏まえ、よりよい支援策について研究していきます。</p>	<p>商工労働 観光部</p>	<p>ものづくり自動車産業振興室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>22 県北振興にかかる企業誘致について 岩手県においては令和2年度の部局編成を行い、ふるさと振興部-県北・沿岸振興室を設置し、いわて県民計画の着実な推進を図る中、県北圏域における雇用の場の確保、観光交流促進等の関係人口の拡大などが求められており以下について要望する。 (2) 食やアパレルなど産業の技術力向上及び人材育成の取組の推進を講じられたい。</p>	<p>県北地区の食と工芸や伝統文化を組み合わせ地域を活性化する「テロワール」を推進するための専門家派遣や、支援が必要な事業者への産業創造アドバイザーの派遣に加え、フード・コミュニケーション・プロジェクト岩手ランチによるセミナーなどの開催により、食産業の技術力向上や人材育成を図っています。 また、アパレル産業については学校法人文化学園と連携し、専門家による縫製技術指導を実施するとともに、県北広域振興局では「北いわて仕立て屋女子会」などによる北いわて縫製業を担う人材育成、技術継承を推進しています。</p>	<p>商工労働 観光部</p>	<p>産業経済交流課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>22 県北振興にかかる企業誘致について</p> <p>岩手県においては令和2年度の部局編成を行い、ふるさと振興部-県北・沿岸振興室を設置し、いわて県民計画の着実な推進を図る中、県北圏域における雇用の場の確保、観光交流促進等の関係人口の拡大などが求められており以下について要望する。</p> <p>(3) 新規受注や取引拡大を図る取組に要する経費への補助や、物流効率化に向けた共同研究の支援、企業誘致の推進について、幅広い十分な支援策を検討し取り組まれない。</p>	<p>県では、「特定区域における産業の活性化に関する条例」等に基づく地方税の減免措置や、平成29年度から対象業種の拡大や補助要件の緩和を行った企業立地促進奨励事業費補助制度をPRするとともに、県北広域産業力強化促進事業費補助制度を活用し、中小企業の設備投資を支援することにより地域全体の産業競争力を強化し、企業誘致に結びつけていくこととしています。</p> <p>また、企業誘致を含めた産業の振興については、産業人材の育成・確保の取組が重要であることから、県では、「県北ものづくり産業ネットワーク」と連携したものづくり産業を支える人材育成のための取組を支援するとともに、U・Iターン促進の取組を強化しているところです。</p> <p>今後、復興道路の整備等、本県の物流環境の改善により、あらゆる産業において取引の拡大が期待されることから、県としては、産業界の動向や具体の企業ニーズを踏まえ、引き続き市町村と連携した支援策について研究していきます。</p>	商工労働 観光部	商工企画 室	B 実現 に努力し ているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>23 外国人労働者への支援について</p> <p>外国人労働者の雇用の進展に伴い、外国人と共生する地域づくりを推進するため、多言語による行政情報、生活情報や災害時における情報の提供への支援が求められる。</p> <p>については、外国人労働者に提供する行政情報、生活情報の多言語化への支援の強化を図りたい。</p>	<p>外国人労働者の生活環境の支援については、平成31年4月の出入国管理及び難民認定法の改正による新たな在留資格の創設等を踏まえ、令和元年7月2日、ワンストップ型の相談窓口として、いわて県民情報交流センター（アイーナ）の国際交流センター内に「いわて外国人県民相談・支援センター」を設置し、関係機関と連携し外国人県民等からの様々な相談に多言語で対応しています。</p> <p>また、広く相談対応していくため、定期的な県内各地域での巡回相談、事務所等の訪問を実施しているところです。</p> <p>なお、今般の新型コロナウイルス感染症に関しては、新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大防止や新しい生活様式に係る注意喚起はもとより、特別定額給付金をはじめとする各種公的支援制度等について、多言語での情報発信に取り組んでいます。</p> <p>引き続き、市町村や国際交流協会等の関係機関と連携して、日本語学習の支援や多言語による生活情報の提供、災害時の外国人支援体制の構築に取り組んでいきます。</p>	ふるさと振興部	国際室	B 実現に努力しているもの
	<p>県では、外国人材受入拡大に向けた対応として、令和元年7月に「いわて外国人県民相談・支援センター」を設置し、外国人県民が生活する上での様々な相談に多言語で対応しています。</p> <p>なお、令和2年6月に実施した「令和3年度政府予算等に係る提言・要望」においては、外国人が安全に安心して生活できるよう、地方自治体が行う多言語による相談体制や情報提供体制の整備等に対する財政措置の継続・拡充のほか、災害時の支援体制の整備などについて要望したところです。</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
24 IT関連企業等の非製造業の誘致を進めるため、非製造業を対象とした支援制度の創設をされたい。	DXの推進や5G等による情報通信技術の高度化に伴い、IT関連産業の需要は年々高まっており、県としても、こうした多様な産業に対する支援の必要性を認識しているところです。 本県では、これまで、特に県内への波及効果が大きく、さらなる産業集積が期待される製造業等を中心に支援を行ってきたところですが、非製造業に対する支援制度についても、県内への波及効果や今後の業界動向を踏まえ、検討を進めています。	商工労働 観光部	ものづくり自動車産業振興室	B 実現に努力しているもの
25 県産米振興について 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、主食用米の需要動向が不透明になり過剰在庫による需給の緩和が見込まれていることに加え、令和2年産の作付け過剰から米価の下落が危惧されるため対策を講じられたい。 (1) 作付けした主食用米の加工用米や飼料用米等への転換については、地域の意向を尊重し、実行するよう県から国へ要請すること。	県では、全国的な主食用米の民間在庫数量の増加を受け、国とともに各地域協議会との意見交換を行い、地域の意向を尊重しながら、令和2年産主食用米の飼料用米への用途変更について協議してきたところですが、必要に応じて国に対し、要望していきます。	農林水産部	農産園芸課	B 実現に努力しているもの
25 県産米振興について 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、主食用米の需要動向が不透明になり過剰在庫による需給の緩和が見込まれていることに加え、令和2年産の作付け過剰から米価の下落が危惧されるため対策を講じられたい。 (2) 米価安定に向け、主食用米を緊急に新規需要米や備蓄米、他国への援助米にするなど、市場から隔離する措置を講ずるよう県から国へ要請すること。	県では、新型コロナウイルス感染症の影響により、中食・外食向け需要が落ち込んでおり、米の過剰在庫による米価下落が危惧されていることから、令和2年9月及び11月に、米の需給と価格の安定に資するため、主食用米の一部隔離など実効的な対策を講じるとともに、国主導による効果的な消費喚起等、需要拡大対策を推進するよう要望したところです。	農林水産部	農産園芸課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>25 県産米振興について</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、主食用米の需要動向が不透明になり過剰在庫による需給の緩和が見込まれていることに加え、令和2年産の作付け過剰から米価の下落が危惧されるため対策を講じられたい。</p> <p>(3) 県オリジナル品種の生産量増加及び販売力向上に向け、これまでのタンパク質含有率等に基づく品質基準による区分は維持しつつ、品質区分ごとに販売価格を設定するなど、県オリジナル品種ブランドを将来的に維持しつつ、生産拡大にもつながる販売戦略を講じられたい。</p>	<p>県ではこれまで、「いわてオリジナル品種ブランド化戦略」に基づいて、県オリジナル品種「金色の風」「銀河のしずく」の品質目標に基づいた生産や出荷・販売に取り組み、面積拡大と需要拡大に向け、取り組んできたところで、</p> <p>今後も、栽培マニュアルの品質目標に基づいた生産の徹底に加え、実需者ニーズに対応した生産を一層進め、更なるブランド力向上と販売拡大に向け取り組んでいきます。</p>	農林水産部	県産米戦略室	B 実現に努力しているもの
<p>26 畜産振興について</p> <p>新型コロナウイルス感染症蔓延による消費需要の変化の中、今後の畜産振興の先行きがより一層不透明になる中、畜産県いわてとしてより安心安全な産地の確立が図られ、意欲ある若手経営者等が引き続き希望を持って畜産経営が行えるよう以下の点を要望する。</p> <p>(1) 規模拡大志向の畜産農家が規模拡大を図られるよう、いわて地域農業マスタープラン実践支援事業等の施設整備・機械導入など関係予算を、地域の要望に応えた計画的な事業執行となるように重点的に配分すること。</p>	<p>県では、農山漁村地域整備交付金や、畜産クラスター事業、いわて地域農業マスタープラン実践支援事業等を活用した施設整備を支援しており、引き続き、地域の意向を伺いながら、計画的に事業を進めていきます。</p>	農林水産部	畜産課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>26 畜産振興について</p> <p>新型コロナウイルス感染症蔓延による消費需要の変化の中、今後の畜産振興の先行きがより一層不透明になる中、畜産県いわてとしてより安心安全な産地の確立が図られ、意欲ある若手経営者等が引き続き希望を持って畜産経営が行えるよう以下の点を要望する。</p> <p>(2) 粗飼料生産基盤の強化及び整備が図られるよう、農地の担い手への集積を進めるための事業を積極的に展開すること。</p>	<p>農地の集積については、県では、円滑に担い手への農地集積・集約化が進むよう、農地中間管理機構が配置した農地コーディネーターと農業委員会の農業委員、農地利用最適化推進委員など関係機関の農地のマッチング活動を支援する等、「農地中間管理事業」の積極的な活用に取り組んでいるところです。</p> <p>また、本県では普通畑や牧草地などの畑地が耕地面積の約4割を占めている特性を活かしながら、引き続き、畜産経営体への集積を進めていきます。</p>	農林水産部	農業振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>26 畜産振興について</p> <p>新型コロナウイルス感染症蔓延による消費需要の変化の中、今後の畜産振興の先行きがより一層不透明になる中、畜産県いわてとしてより安心安全な産地の確立が図られ、意欲ある若手経営者等が引き続き希望を持って畜産経営が行えるよう以下の点を要望する。</p> <p>(3) 効率的な経営を進めるための技術指導を強化するとともに、コントラクターなどの外部支援組織の拡大及び育成に向けた取組を進めること。</p>	<p>県では、県や農協等からなるサポートチームを県内10地域に組織し、酪農の乳量・乳質の改善や、肉用牛の分娩間隔の短縮・子牛の発育改善などの取組を支援しています。</p> <p>また、飼料生産作業を受託するコントラクター等の育成や、酪農家の負担軽減を担う育成牛の預託施設や公共牧場の機能強化に取り組んでいます。</p> <p>今後も、生産性向上の取組を推進するなど、本県の畜産生産基盤の強化に取り組んでいきます。</p>	農林水産部	畜産課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>26 畜産振興について</p> <p>新型コロナウイルス感染症蔓延による消費需要の変化の中、今後の畜産振興の先行きがより一層不透明になる中、畜産県いわてとしてより安心安全な産地の確立が図られ、意欲ある若手経営者等が引き続き希望を持って畜産経営が行えるよう以下の点を要望する。</p> <p>(4) 省力的、効率的経営の実現のため、TMR利用技術指導を強化するとともに、TMR原料となる国産粗飼料の広域流通の推進及び情報提供を図ること。</p>	<p>県では、これまで、TMRの利用を促進するため、TMRを供給する組織の設置を支援するとともに、TMRの原料となる自給粗飼料の収量向上やTMRの調製技術の指導、農家での利用指導などの支援を行ってきており、引き続き、TMRの利用拡大に向け、供給組織の設置や利用技術等の指導を進めていくこととしています。</p> <p>また、国産粗飼料の広域流通については、平成30年度から、公益社団法人岩手県農業公社が粗飼料の生産・販売の取組を本格的に開始したところであり、引き続き、栽培管理などの技術指導や、収穫物の流通・販売に係る情報提供を行っていきます。</p>	農林水産部	畜産課	B 実現に努力しているもの
<p>26 畜産振興について</p> <p>新型コロナウイルス感染症蔓延による消費需要の変化の中、今後の畜産振興の先行きがより一層不透明になる中、畜産県いわてとしてより安心安全な産地の確立が図られ、意欲ある若手経営者等が引き続き希望を持って畜産経営が行えるよう以下の点を要望する。</p> <p>(5) 新葛巻型酪農構想は、リーディング牧場の創設や畜ふんバイオマスの利用を柱とするこれまでにない特徴を持つ計画であり、県においても、独自の事業を創設するなど、財政支援策を講じられたい。</p>	<p>県では、補助事業による牛舎等の整備、公共牧場の機能強化等を進めており、引き続き、農山漁村地域整備交付金や畜産クラスター事業等の導入を支援するなど、新葛巻型酪農構想の実現に向け取り組んでいきます。</p>	農林水産部	畜産課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>27 林業振興について</p> <p>最近の林業を取り巻く環境は、県内各地での木質バイオマス発電施設の本格稼働、県産材の利用促進、漆産業の活性化等、木材需要の増加をはじめ活発化している。</p> <p>また、創設された森林環境税及び森林環境贈与税による森林整備の促進がなされる中、豊かな森林資源を保全していくことも重要な課題であり、以下について要望する。</p> <p>(1) 伐採及び間伐、再造林、苗木の生産・供給を含めた総合的な再造林対策のため、伐採から植栽までの一貫作業を推進する支援策を講じられたい。</p>	<p>本県の再造林面積は、近年増加傾向にあるものの、人工林伐採面積の4割にとどまっており、将来に向けて安定した森林資源を確保していくためには、造林コストの低減を図りながら着実に再造林を進めていくことが重要と考えています。</p> <p>再造林を促進するため、県では、森林整備事業の補助要件緩和に加え、研修会の実施等により、伐採から植栽までの作業を連続して行う一貫作業システムや低密度植栽の普及に取り組んでいます。</p> <p>平成30年度から、国の交付金を活用し、伐採・再造林一貫作業を支援する「岩手県林業成長化総合対策事業(資源高度利用型施業)」を事業化し、造林コスト削減の取組に対する補助を行っているところであり、国には、令和3年度以降の事業の継続を要望しているところです。</p> <p>また、植え付け効率が高く、植栽時期が秋季まで可能なコンテナ苗木の活用が一貫作業の推進に有効なことから、コンテナ苗木の生産施設整備を支援しています。</p> <p>県では、こうした取組を今後も強力に進めるとともに、林業・木材関係団体が設立した「岩手県森林再生機構」において、再造林経費の助成を平成30年度から開始したところであり、今後も関係団体と連携しながら、再造林の一層の促進に取り組んでいきます。</p>	農林水産部	森林整備課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>27 林業振興について</p> <p>最近の林業を取り巻く環境は、県内各地での木質バイオマス発電施設の本格稼働、県産材の利用促進、漆産業の活性化等、木材需要の増加をはじめ活発化している。</p> <p>また、創設された森林環境税及び森林環境贈与税による森林整備の促進がなされる中、豊かな森林資源を保全していくことも重要な課題であり、以下について要望する。</p> <p>(2) 林業労働力の確保を図るため、新規就業者や林業経営の担い手の育成に向けた取組をより一層推進されたい。</p>	<p>県では、「いわて林業アカデミー」により、林業への就業を希望する若者に対し、森林・林業の知識や技術の体系的な習得を支援するとともに、(公財)岩手県林業労働対策基金と連携し、新規就業者の確保に向けた就職相談会の開催や森林施業に必要な技術研修等を実施しているところです。</p> <p>今後も、将来の本県林業を担う人材を確保・育成していくため、技術レベルに応じた研修の実施や、就労条件の改善等に取り組んでいきます。</p>	農林水産部	森林整備課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>27 林業振興について</p> <p>最近の林業を取り巻く環境は、県内各地での木質バイオマス発電施設の本格稼働、県産材の利用促進、漆産業の活性化等、木材需要の増加をはじめ活発化している。</p> <p>また、創設された森林環境税及び森林環境贈与税による森林整備の促進がなされる中、豊かな森林資源を保全していくことも重要な課題であり、以下について要望する。</p> <p>(3) 地域林政アドバイザーとなりうる人材を確保するため、市町村と地域林政アドバイザーがマッチングできる制度を早急に創設されたい。</p>	<p>県ではこれまで、希望する市町村に林業技術者の情報を提供するなど、市町村において地域林政アドバイザーとなり得る人材を確保できるよう取り組んできたほか、国及び県では、地域林政アドバイザーとなり得る資格を取得できる研修を開催してきたところです。</p> <p>今後も、市町村が地域林政アドバイザーを確保することができるよう、国と連携して技術者の掘り起こしと情報提供を行うなど、マッチングが円滑に進むよう取り組んでいきます。</p>	農林水産部	森林整備課	B 実現に努力しているもの
<p>27 林業振興について</p> <p>最近の林業を取り巻く環境は、県内各地での木質バイオマス発電施設の本格稼働、県産材の利用促進、漆産業の活性化等、木材需要の増加をはじめ活発化している。</p> <p>また、創設された森林環境税及び森林環境贈与税による森林整備の促進がなされる中、豊かな森林資源を保全していくことも重要な課題であり、以下について要望する。</p> <p>(4) 県が整備した林地台帳管理システム・伐採届出管理システム・森林所有者届出管理システム・森林経営計画管理システムの早期改善並びに森林情報・森林所有者情報の共有化の実現を取り図られたい。</p>	<p>県では、市町村の業務を支援するため、平成30年度に森林所有者届出や林地台帳等の管理システムの整備・提供を行い、随時改善に取り組んでいるところであり、今後とも、市町村からの要望等を踏まえ、より良いシステムとなるよう改善に向けて取り組んでいきます。</p> <p>また、県では現在、情報通信回線等のネットワークを通じて森林情報の共有や利活用を行う、クラウド技術を活用した新たなシステムの導入について検討を行っており、今後、市町村等の意見を伺いながら取組を進めていきます。</p>	農林水産部	森林整備課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>27 林業振興について</p> <p>最近の林業を取り巻く環境は、県内各地での木質バイオマス発電施設の本格稼働、県産材の利用促進、漆産業の活性化等、木材需要の増加をはじめ活発化している。</p> <p>また、創設された森林環境税及び森林環境贈与税による森林整備の促進がなされる中、豊かな森林資源を保全していくことも重要な課題であり、以下について要望する。</p> <p>(5) 漆苗木生産の省力化に向けた機械化及び実地研究に対する支援策を講じられたい。</p>	<p>漆苗木生産の省力化に向けた研究については、県林業技術センターにおいて、効率的な苗木の安定生産技術の開発に取り組んでいるほか、現地機関及び二戸市において地域経営推進費を活用し、苗木生産技術の普及啓発や県工業技術センターと連携した省力化に取り組んでいるところです。</p> <p>今後も関係機関と連携をとりながら、漆苗木生産の省力化に向けた取組を支援していきます。</p>	農林水産部	林業振興課、森林整備課	B 実現に努力しているもの
<p>28 水産業振興について</p> <p>(1) サケ・サンマ・スルメイカ等主要魚種の漁獲量の減少に伴い、水産資源状況の的確な把握に努め、科学的で合理的な資源管理施策を一層促進するとともに、資源の有効活用による水産業の成長産業化を図ること。</p> <p>また、加工用原料の確保が困難な状況になっていることから、魚種転換に係る加工設備などの整備支援や加工原魚調達に係る支援など施策の充実を図られたい。</p>	<p>国は、改正漁業法の施行に伴い、新たな資源管理システムの着実な実施を図ることとしており、このシステムにより漁獲量を管理する魚種を増やすこととしています。県では、国の研究機関等と連携して資源量調査を実施するとともに、漁業関係団体の協力の下、漁業者等の資源管理協定の策定や実行を指導することにより、資源状況に応じた適切な資源管理措置を実行していきます。</p> <p>加工用原料の確保については、県水産技術センターによる漁海況情報の提供を行うとともに、サケなどの不漁魚種の資源回復に努めていきます。近年、資源が増えているマイワシについては、小型漁船漁業による操業の可能性を引き続き検討するほか、市町村や魚市場等と連携して県外廻来船の誘致による地元魚市場への水揚げ増加を図ります。</p> <p>また、新たにサケ・マス類の海面養殖の事業化を促進するとともに、国産原料の確保や魚種転換に係る加工設備の整備について国の支援制度の活用などにより、更なる加工原料の安定確保に努めていきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>28 水産業振興について (2) 東北太平洋沿岸における秋サケの回帰低下が深刻化していることから、種苗放流に関する支援を始め、回帰向上に向けた試験研究の取組などの強化を図りたい。 また、魚類養殖の試験研究及び事業化を推進するための財政支援を講じられたい。</p>	<p>県では、引き続き、国の事業を活用し、採卵用親魚の確保や海産親魚の利用に係る経費を支援するとともに、資源の早期回復を図るため、サケ稚魚減耗要因の解明に向けた調査・研究をより一層取り組んでいきます。 また、調査研究の強化については、県では、国の研究機関と連携しながら平成13年度から耳石温度標識を用いてサケ稚魚の移動分布、成長等を調査しており、平成26年度からは、釜石市に新たに整備した「水産技術センターさけ大規模実証試験施設」を活用し、健康な稚魚の生産技術確立のための試験・研究を行っています。 加えて、近年の沿岸水温の上昇等の海洋環境の変化も不漁要因の一つと考えられていることから、平成30年度からは高水温でも回帰する北上川水系のサケに着目し、その特性を利用した新たなサケ資源の造成を検討しているところです。 魚類養殖については、これまでの養殖試験実施における魚病対策や漁場環境調査等の支援に加え、今後は、国庫補助事業の活用による施設整備など、市町村や漁協の要望を踏まえながら、魚類養殖の事業化に向けた支援をしていきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの
<p>28 水産業振興について (3) 海面養殖事業の本格実施に向けて、漁協の意向を踏まえ、漁業権の変更免許等の柔軟な対応をすること。</p>	<p>秋サケなど主要魚種の水揚げが低迷する中で、県ではサケなどの資源回復に取り組むとともに、海洋環境の変化に左右されない魚類養殖など新しい取組を進めていくことが重要と認識しています。このことから、養殖試験の実績を踏まえた上で、漁協等の実施主体の意向等を確認しながら、令和3年度の漁業権の途中免許について検討していきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>28 水産業振興について (4) トラウトサーモンの稚魚飼育のため既存の「さけ・ますふ化場」の有効活用及び既存水産施設の閑散期における養殖事業への有効活用を認められたい。</p>	<p>さけ・ますふ化場の有効活用や既存水産施設の閑散期における養殖事業への有効活用については、これらの施設は国の補助金により整備した施設であり、目的外の利用については国と協議することとされていることから、漁協からふ化場施設等を活用する意向が示された際には、国と協議の上、その実現に向けて支援していきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの
<p>28 水産業振興について (5) ホタテガイ、カキ、ホヤなどの貝毒に関する調査・研究の取組及び養殖漁業者の経営支援策について、更なる充実・強化を図られたい。</p>	<p>貝毒については、県水産技術センターにおいて、貝毒原因プランクトンの発生・消滅情報の提供を行うとともに、県漁連による貝柱の加工向け出荷にかかる中腸腺の毒量基準の緩和を受けて、県漁連と連携の上、水産加工業者に対し、加工処理基準の遵守及び適切な加工処理を指導していきます。 また、自主規制により出荷額の減少が確定した場合には、漁業共済の共済金の支払い対象となることから、県漁業共済組合に対し、共済金の早期支払いを指導していくとともに、必要に応じ漁業者に対して融資制度の活用を促進していきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>28 水産業振興について (6) 将来の漁業を担う担い手を確保・育成するための取組強化及び財政支援を講じられたい。</p>	<p>県では、平成31年4月に開講された漁業技術等の研修機関である「いわて水産アカデミー」を核とした、意欲ある新規漁業就業者の確保・育成に取り組んでいるほか、地域漁業を牽引する経営体を育成するため、経営の大規模化や法人化等の促進に取り組んでいます。今後も、これらの取組を支援し、漁業担い手の確保・育成に努めていきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの
<p>29 岩手県立農業高等学校の専門職大学化について 農業分野における専門的な知識とIoTやAIなど新しい技術を農業に活用することができる豊かな創造力を兼ね備えた人材の育成、確保につなげていくため、岩手県立農業高等学校の専門職大学化に向けて、専門職大学化に向けた検討と課題整理を行い、専門職大学化に向けたロードマップの作成に取り掛かれたい。</p>	<p>本県農業高等学校は、2年間の中で農業・農村の幅広い知識と実践的技術を身につける教育を目的に、国際水準のGAP、ICTを活用した高度な農業技術等に関する専門知識と実践力が高まる教育に取り組んでいます。 農業高等学校の専門職大学化については、様々な課題を整理中であり、他県の取組状況やメリット・デメリットなどを慎重に検証し、農業高等学校の更なる魅力向上に向けて、学生や保護者のニーズを踏まえながら、教育課程など幅広く検討し、今後の対応を考えていきます。</p>	農林水産部	農業普及技術課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>30 緊急自然災害防止対策事業等について 地方単独事業として実施する防災インフラの整備等に活用している、「緊急防災・減災事業」「緊急自然災害防止対策事業」については、事業年度を令和2年度までとされているが、頻発する災害被害の状況を踏まえて、防災減災対策を更に推進する必要があることから、本制度期間の延長を要望するとともに、十分な対策が講じられるよう県から国にも求められたい。</p>	<p>緊急防災・減災事業債や緊急自然災害防止対策事業債については、今後も県及び県内市町村において起債の需要があると見込まれることから、全国知事会を通じて緊急自然災害防止対策事業の延長や緊急防災・減災事業の恒久化、起債制度の拡充を含めた確実な財政措置等について要望してきたところですが、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が閣議決定されたことに伴い、対象事業等が拡充されるとともに、事業期間が令和7年度まで延長されることになりました。</p>	ふるさと振興部	市町村課	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>地方の社会資本整備を推進するための予算の確保について、県では、令和2年6月10日に「令和3年度政府予算提言・要望」を行い、公共事業予算の安定的・持続的な確保を国土交通省及び財務省に要望したところです。国は「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を令和3年度から令和7年度までの期間で実施することとされたところです。今後も、地方の社会資本整備等を着実に推進するための予算の確保を国に働きかけ、財源確保に努めていきます。</p>	県土整備部	県土整備企画室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>31 農業経営の事業継承に向けた支援体制整備について 後継者不在農家の円滑な事業継承に向けた支援体制の整備について以下の点について対策を講じられたい。 (1) 農業後継者不在の農家と新規就農意向者のマッチングする場の構築支援</p>	<p>県では、各地域において就農相談会を開催し、新規就農意向者の相談に対応しています。畜産など、就農に際して多額の設備投資が必要な作目については、市町村等の関係機関・団体とともに情報収集に努めながら、相談窓口等の場を活用してマッチングに努めたいと考えています。</p>	農林水産部	農業普及技術課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>31 農業経営の事業継承に向けた支援体制整備について 後継者不在農家の円滑な事業継承に向けた支援体制の整備について以下の点について対策を講じられたい。 (2) 農業後継者不在の農家での事業継承に向けた研修を支援する体制の整備</p>	<p>継承に向けては、関係機関等と連携しながら、研修カリキュラムの作成や研修期間中の定期巡回、面談等の実施など、生産技術や経営ノウハウ等が継承されるよう研修支援の体制整備を進めていきます。 また、要件を満たすことで、研修を受ける就農希望者を対象とする「農業次世代人材投資事業(準備型)」や研修を実施する農業法人等を対象とする「農の雇用事業」が利用できることから、これらの事業の活用についても助言していきます。</p>	農林水産部	農業普及技術課	B 実現に努力しているもの
<p>31 農業経営の事業継承に向けた支援体制整備について 後継者不在農家の円滑な事業継承に向けた支援体制の整備について以下の点について対策を講じられたい。 (3) 第三者へ事業継承する際に、事業資産を適正に評価し、譲渡など相談、支援する組織の整備</p>	<p>事業承継に係る事業資産の譲渡等に関しては、農業改良普及センターが窓口となって、いわて農業経営相談センターが税理士等の専門家を派遣し、個別相談に対応していきます。</p>	農林水産部	農業普及技術課	B 実現に努力しているもの
<p>31 農業経営の事業継承に向けた支援体制整備について 後継者不在農家の円滑な事業継承に向けた支援体制の整備について以下の点について対策を講じられたい。 (4) 第三者へ事業継承するに当たっての必要な資金の融資や補助金制度の構築</p>	<p>第三者へ事業承継する場合にあっても、営農開始に必要な機械・施設の整備等が対象となることから、農業次世代人材投資資金や青年等就農給付金、新規就農者を対象とした各種助成事業や補助事業を活用し、支援していきます。</p>	農林水産部	農業普及技術課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>32 茅文化保存のための茅生産に対する支援について 千貫石ため池の水源涵養、環境保全及び茅葺屋根文化財の保存修復に必要な山茅の生産地である千貫石茅場への支援について、県有地である千貫石茅場を、今後も山茅の生産地として維持するため、町と無償賃貸借契約を締結するとともに、地域産業資源である町産山茅が県内の茅葺屋根を使用している文化財修復に利用されるように関係者に対する情報提供を継続されたい。</p>	<p>県では、貴町が千貫石茅場として利用している金ヶ崎町西根の県有地について、特段の事情に変更がない限り、これまでと同様に、引き続き、無償貸与していく考えです。</p>	農林水産部	農林水産企画室	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>ふるさと文化財の森管理支援事業によって生産されている金ヶ崎町の茅について、文化財建造物の修理等に活用できることを県内の市町村に対し、引き続き、情報提供します。</p>	教育委員会事務局	生涯学習文化財課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>33 農業農村整備事業予算の確保を求めることについて 農業農村整備事業の国の予算は、令和元年度補正予算繰越分と令和2年度当初予算を合わせると、前年度を超える予算が確保されておりますが、県内では今後更なる基盤整備の要望があり、農村の高齢化が進む中であって、農地の区画拡大による農作業効率の向上や農地の担い手の更なる集積・集約化を進める必要があります。 つきましては、令和3年度当初予算において、農業農村整備関連事業に遅れが生じないよう十分な予算配分を講じられたい。</p>	<p>国の農業農村整備事業関係予算については、地域からの整備要望が多く出されている状況を踏まえ、令和3年度予算の確保について6月、9月、11月、1月に国に要望したところです。 その結果、令和3年度当初予算は前年度と同程度が確保されたところであり、引き続き、十分に予算が配分されるよう、国に強く働きかけていきます。</p>	農林水産部	農村計画課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>34 岩手山麓地区における農業水利の安定確保及び農業者負担の平準化について</p> <p>県営農村災害対策整備事業岩手山麓地区について、当初の計画に基づき事業が実施されるよう、引き続き必要な予算確保に努めるとともに、国営かんがい排水事業岩手山麓地区の事業期間中に県企業局が実施する岩洞ダムの施設修繕工事について、コストの一層の縮減、工事実施時期の見直し及び各年度の工事費の平準化等により、今後も持続的な農業経営を維持できるよう、必要な措置を講じられたい。</p>	<p>岩手山麓地区については、築造から50年以上が経過し、構造物の欠損や漏水等が発生していることから、災害の未然防止や農業用水の安定供給のため、県営農村災害対策整備事業岩手山麓地区及び国営土地改良事業岩手山麓地区により用水路の改修を行っているところです。</p> <p>本地区の執行予算は、令和元年度の2億6千万円に対し、令和2年度は、元年度補正予算等と合わせ3億8千万円と1.5倍の額を確保したものの、依然として国営事業の進捗とは差が生じており、令和4年度までの完了は難しい状況ですが、県では、可能な限り早期に事業完了するよう、関係市、土地改良区の意向も踏まえながら、事業の推進に向け、引続き予算の確保に努めていきます。</p>	農林水産部	農村建設課	B 実現に努力しているもの
	<p>岩洞ダムの施設修繕工事は、運用から約60年経過し、高経年化による劣化が進行している施設の機能回復を図るため、農業用水や発電用水の安定供給に必要不可欠な事業となっています。</p> <p>施設は、ダム本体のほか、取水堰堤6か所、渓流取水施設7か所、揚水施設1か所、水路11か所等があり、計画的な修繕を進める必要があります。</p> <p>修繕費を含む負担金額については、毎年、岩手山麓土地改良区と協議しており、これまで農業者負担を軽減するため、高耐久性材料の採用による耐用年数の延伸や近傍工事の一括発注等の徹底的なコスト縮減、長期的な施設修繕計画による経費負担の平準化などに努めてきたところです。</p> <p>令和2年度、経費等の負担軽減を考慮しながら岩手山麓土地改良区をはじめとする関係者との調整を行い、令和3年度以降の岩洞ダムの管理に要する経費の取扱いについて覚書を取り交わしたところであり、引き続き、農業者負担の平準化に配慮した修繕計画を検討していきます。</p>	企業局	経営総務室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>35 東日本大震災からの復旧・復興について 復興道路などの道路網の早期整備および既存道路施設の維持・管理、復興事業が完了するまでの人材と財源の確保について国に働きかけるよう要望する。</p> <p>また、被災地における復興事業が完了するまでの間、財政支援を継続し、安定的かつ十分な復興関連予算の確保を図るとともに、新たな地方負担を生じさせないようにすること。</p> <p>(1) 復興道路や復旧支援道路について、財源を十分確保し、整備方針に基づく着実な事業実施により、早期に全線開通を図られたい。</p>	<p>復興道路等については、令和2年度当初予算において、必要な予算が確保されており、全線完成するよう国に対し要望しています。</p> <p>県としては、引き続き、復興道路等の1日も早い全線開通について、関係市町村と連携を図りながら国に対し働きかけていきます。</p>	県土整備部	道路建設課	B 実現に努力しているもの
<p>35 東日本大震災からの復旧・復興について 復興道路などの道路網の早期整備および既存道路施設の維持・管理、復興事業が完了するまでの人材と財源の確保について国に働きかけるよう要望する。</p> <p>また、被災地における復興事業が完了するまでの間、財政支援を継続し、安定的かつ十分な復興関連予算の確保を図るとともに、新たな地方負担を生じさせないようにすること。</p> <p>(2) 災害公営住宅家賃低廉化事業の補助率かさ上げ及び東日本大震災特別家賃低減事業について、団地ごとに管理開始から10年間実施するとされているが、自治体の被災状況や財政状況等に応じた地方負担の軽減に対する措置を講じられたい。</p>	<p>令和3年度政府予算案において、東日本大震災特別家賃低減事業については、制度上の最大期間(団地毎に管理開始から10年間)実施されること、及び災害公営住宅家賃低廉化事業の補助率のかさ上げ分については、被災地方公共団体間の公平性等を踏まえ、東日本大震災特別家賃低減事業と同期間(団地毎に管理開始から10年間)実施されることとなっています。</p>	県土整備部	建築住宅課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>35 東日本大震災からの復旧・復興について 復興道路などの道路網の早期整備および既存道路施設の維持・管理、復興事業が完了するまでの人材と財源の確保について国に働きかけるよう要望する。 また、被災地における復興事業が完了するまでの間、財政支援を継続し、安定的かつ十分な復興関連予算の確保を図るとともに、新たな地方負担を生じさせないようにすること。 (3) 被災者住宅再建支援事業及び生活再建住宅支援事業の実施期間について、当市の土地区画整理事業による宅地整備が令和2年12月に完成予定であることから、令和3年度以降も継続されたい。</p>	<p>県では、生活再建住宅支援事業補助金（復興住宅新築、利子補給）に係る事業実施期間について、令和2年12月に、令和4年度まで2年間の延長を決定し、事業を実施する市町村に対し、継続して補助を行うこととしています。 今後も、住宅再建の進捗状況等を勘案しつつ、市町村の意向も伺いながら、事業を進めていきます。</p>	県土整備部	建築住宅課	B 実現に努力しているもの
	<p>県では、被災者住宅再建支援事業について、令和2年12月に令和4年度まで延長して実施することを決定し、事業を実施する市町村に対し、継続して補助を行うこととしています。</p>	復興局	生活再建課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>36 台風災害からの復旧・復興について 台風第10号・第19号災害からの一日も早い復旧の取組を強化加速するため、被災者の生活再建が行える十分な財政措置、災害等廃棄物処理事業にかかる補助拡充、安全安心に向けたまちづくりに向けた支援策等、復旧に向けた支援・対策の充実に要望する。 (1) 台風第10号及び台風第19号被害を踏まえ、整備促進に向けた必要な予算を確保すること。</p>	<p>平成28年台風第10号及び令和元年台風第19号被害を踏まえ、地方の社会資本整備を推進するための予算の確保について、県では、令和2年6月10日に「令和3年度政府予算提言・要望」を行い、公共事業予算の安定的・持続的な確保を国土交通省及び財務省に要望したところです。 国は「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を令和3年度から令和7年度までの期間で実施することとされたところです。 今後も、地方の社会資本整備等を着実に推進するための予算の確保を国に働きかけ、財源確保に努めていきます。</p>	県土整備部	県土整備企画室	B 実現に努力しているもの
<p>36 台風災害からの復旧・復興について 台風第10号・第19号災害からの一日も早い復旧の取組を強化加速するため、被災者の生活再建が行える十分な財政措置、災害等廃棄物処理事業にかかる補助拡充、安全安心に向けたまちづくりに向けた支援策等、復旧に向けた支援・対策の充実に要望する。 (2) 宮古盛岡横断道路「箱石～達曽部」間について早期事業化を行い、加えて、「道の駅やまびこ館」へのアクセスについて、利便性の向上を図られたい。</p>	<p>一般国道106号については、宮古盛岡横断道路として、現在、国直轄により3工区で規格の高い道路の整備が進められ、令和2年度は田鎖墓目道路が国直轄により新規事業化になったところです。 箱石から達曽部間についても、事業化に向けた調査を推進するよう、令和3年度政府予算提言・要望等において国に対して強く働きかけているところです。 また、箱石から達曽部間に位置する道の駅(やまびこ館)へのアクセスについても、利便性の向上について検討していきます。</p>	県土整備部	道路建設課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>36 台風災害からの復旧・復興について 台風第10号・第19号災害からの一日も早い復旧の取組を強化加速するため、被災者の生活再建が行える十分な財政措置、災害等廃棄物処理事業にかかる補助拡充、安全安心に向けたまちづくりに向けた支援策等、復旧に向けた支援・対策の充実に要望する。 (3) 災害復旧は原形復旧が原則ですが、激甚化・頻発化する災害から人命や財産を守るために、改良復旧について、状況に応じた柔軟な対策を講じられたい。</p>	<p>改良復旧は、再度災害防止の観点から河川等災害関連事業として制度化されており、国からも積極的な活用が通知されているところであり、県としても積極的に推進していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>砂防災害課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>36 台風災害からの復旧・復興について 台風第10号・第19号災害からの一日も早い復旧の取組を強化加速するため、被災者の生活再建が行える十分な財政措置、災害等廃棄物処理事業にかかる補助拡充、安全安心に向けたまちづくりに向けた支援策等、復旧に向けた支援・対策の充実に要望する。 (4) 災害査定は原則2か月以内かつ年内で終了する必要があるが、大規模な災害では、このスケジュールでは全く対応できないことから、査定完了期限の見直しを検討されたい。</p>	<p>甚大な被害が発生した場合は、査定の効率化による図面の簡素化など、早期査定が実施できるように制度が創設されており、また期間についても、査定準備状況を踏まえ、年を超えて必要期間実施するなど、国において柔軟に対応していただいています。 制度の見直しについては、必要に応じて要望していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>砂防災害課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>36 台風災害からの復旧・復興について 台風第10号・第19号災害からの一日も早い復旧の取組を強化加速するため、被災者の生活再建が行える十分な財政措置、災害等廃棄物処理事業にかかる補助拡充、安全安心に向けたまちづくりに向けた支援策等、復旧に向けた支援・対策の充実を要望する。</p> <p>(5) 災害復旧工事は、制度上合計3年で完了することとされているが、繰越制度を最大限利用しても5年で完了させなければならない、大規模な災害では、その期間で完了させることが非常に困難であることから、期間の見直しを検討されたい。</p>	<p>災害復旧事業については、早期復旧が必要なことから、原則発災年を含む3か年で復旧に必要な予算措置がなされていますが、被災規模や復旧の進捗状況を踏まえ、状況に応じた期間の延長等を国へ要望していきます。</p>	県土整備部	砂防災害課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>36 台風災害からの復旧・復興について 台風第10号・第19号災害からの一日も早い復旧の取組を強化加速するため、被災者の生活再建が行える十分な財政措置、災害等廃棄物処理事業にかかる補助拡充、安全安心に向けたまちづくりに向けた支援策等、復旧に向けた支援・対策の充実を要望する。</p> <p>(6) 災害復旧事業では、災害査定のための測量設計や災害復旧工事などの事業を委託業務として発注するが、査定設計委託費については、激甚災害に指定された場合でも補助率は1/2であり、多額の単独費での支出が伴うことから、補助金等による財源措置を県・国とともに講じられたい。</p>	<p>国庫負担申請用査定設計に要する経費については、原則単独費となっていますが、橋梁等の特殊な災害のほか、激甚災害指定された場合は、査定設計委託費補助により、財政支援が講じられます。引き続き、地元負担の軽減を図るよう国に働きかけていきます。</p>	県土整備部	砂防災害課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>36 台風災害からの復旧・復興について 台風第10号・第19号災害からの一日も早い復旧の取組を強化加速するため、被災者の生活再建が行える十分な財政措置、災害等廃棄物処理事業にかかる補助拡充、安全安心に向けたまちづくりに向けた支援策等、復旧に向けた支援・対策の充実に要望する。</p> <p>(7) 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」について、老朽化対策等も対象とするなど対象事業を拡大の上、当初予算において、通常予算とは別枠で必要な事業費を確保し、令和3年度以降も継続することを国に働きかけられたい。</p>	<p>地方の社会資本整備を推進するための予算の確保について、県では、令和2年6月10日に「令和3年度政府予算提言・要望」を行い、公共事業予算の安定的・持続的な確保を国土交通省及び財務省に要望したところです。</p> <p>国は「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を令和3年度から令和7年度までの期間で実施することとされたところです。</p> <p>今後も、地方の社会資本整備等を着実に推進するための予算の確保を国に働きかけ、財源確保に努めていきます。</p>	県土整備部	県土整備企画室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>37 道路整備について (1) 本県の産業振興・雇用の確保の観点などから、モノづくり産業の集積する花巻・北上・金ケ崎以南の4号線の戦略的な拡幅の整備促進に取り組むよう国に働きかけること。</p>	<p>県では、内陸部における物流の効率化や地域間の交流・連携を促進し、快適・安全な生活を支える道路として、一般国道4号の整備の重要性を認識しており、令和3年度政府予算提言・要望において、一般国道4号の整備促進について国に要望したところです。</p> <p>県としては、引き続き、金ケ崎拡幅を始めとする一般国道4号の事業中間の早期完成及び2車線区間の4車線化の早期事業化について国へ働きかけていきます。</p>	県土整備部	道路建設課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>37 道路整備について (2) 「北岩手-北三陸横断道路」の整備促進を新たに整備計画に盛り込むとともに、自動車専用道路として早期に整備・着工されることを国に働きかけること。</p>	<p>県としては沿線の市町村からの要望等に基づき、一般国道281号を路線全体として災害時でも機能する信頼性の高い道路として確保するよう、改築事業や防災対策に努めているところです。 県北地域の道路ネットワークの強化は、県としても、その必要性、重要性を強く認識していますが、御要望の「北岩手・北三陸横断道路」については、県が整備を進めている国道281号とルートが並行し機能が重複すると考えられることや、莫大な事業費を要することが見込まれることが課題となることから、引き続き県北地域の道路ネットワークの在り方について関係市町村とともに幅広く検討していきたいと考えています。</p>	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの
<p>37 道路整備について (3) 「(仮称)北上金ケ崎パシフィックルート」の整備促進</p>	<p>御要望の北上金ケ崎インターチェンジから江刺田瀬インターチェンジを経由するルートについては、東北横断自動車道釜石花巻間の全線開通による物流の変化や周辺の開発動向などを見極めながら検討していきます。</p>	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの
<p>37 道路整備について (4) 一般国道46号「盛岡西バイパス」の2車線供用区間について、4車線化の整備を促進</p>	<p>一般国道46号「盛岡西バイパス」については、平成25年12月に全線暫定供用開始し、令和2年2月には令和7年度までの開通見通しが示されたところです。引き続き一般国道46号「盛岡西バイパス」の2車線区間の早期4車線化について国に対し要望していきます。</p>	県土整備部	道路建設課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
37 道路整備について (5) 一般国道4号「盛岡南道路」の事業化	一般国道4号の盛岡南IC入口交差点以南については、慢性的に混雑しているとともに、令和元年9月には三次救急医療も担う岩手医科大学附属病院が移転したことから、一般国道4号の混雑緩和と県内地域医療の中核を担う医療機関へのアクセス確保を図るため、引き続き一般国道4号「盛岡南道路」の早期事業化について国に対し要望していきます。	県土整備部	道路建設課	B 実現に努力しているもの
37 道路整備について (6) その他、公共施設の整備予算の計画的な確保を進めること	県では、地域の活性化に資する社会資本の整備を推進するとともに、防災・減災対策等の国土強靱化に資する取組を推進するため、国に対し公共事業予算の安定的・持続的な確保について要望しているところです。 今後、三陸沿岸地域の復興とともに、本県の産業および安全で安心な暮らしを支える道路の整備を推進していくことが重要と考えています。 道路整備の財源については、補助金・交付金事業に対して、県、市町村が定める国土強靱化の地域計画に基づき実施される取組又は明記された事業であることを交付要件とされていることから、県内市町村と連携を図りながら計画策定を進めるなど、財源の確保に向けた取組を進めていきます。	県土整備部	道路建設課	B 実現に努力しているもの
37 道路整備について (7) 県道の整備、及び歩行者の安全確保対策を要望する	県道の整備及び歩行者の安全確保対策については、地域から多くの要望をいただいておりますが、「いわて県民計画(2019～2028)」に基づき、安全・安心を支え、産業振興等の基盤となる社会資本の整備に向け、交通量の推移や道路ネットワーク状況などを踏まえ、緊急性や重要性を考慮して整備推進に努めていきます。	県土整備部	道路建設課・道路環境課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>38 河川改修について 多発する自然災害を防ぐ治水対策を継続的に推進するよう求める。 (1) 北上川堤防未築堤箇所早期整備</p>	<p>無堤防区間が多い北上川中流部(概ね紫波町～奥州市の区間)においては、平成14年7月洪水及び平成19年9月洪水に伴い、わずか5年間に2度も甚大な浸水被害を受けています。 国では、北上川中流部緊急治水対策事業として、まずは住家への浸水被害の軽減を図ることを優先して進めることとしており、水沢地区(水沢区佐倉河八幡地区～北常磐地区)については、現在整備を進めている他地区の事業進捗を見ながら整備を進めたいと聞いています。 北上川の治水対策は、県としても重要な課題であり、整備促進に向け国に働き掛けていきます。</p>	県土整備部	河川課	B 実現に努力しているもの
<p>38 河川改修について 多発する自然災害を防ぐ治水対策を継続的に推進するよう求める。 (2) (仮称)新金ヶ崎大橋の新設</p>	<p>御要望の橋梁新設については、早期の事業化は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p>	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの
<p>38 河川改修について 多発する自然災害を防ぐ治水対策を継続的に推進するよう求める。 (3) 一級河川木賊川遊水地整備の促進</p>	<p>木賊川の河川改修については、「分水路+遊水地+河道改修」の3手法を基本として段階的な整備により事業を進めており、平成23年5月には分水路への通水を開始するなど治水安全度を高めたところです。 平成28年度から遊水地の工事に着手しており、令和3年度も引き続き遊水地の工事を進め、更なる治水安全度の向上に取り組めます。</p>	県土整備部	河川課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>38 河川改修について 多発する自然災害を防ぐ治水対策を継続的に推進するよう求める。 (4) 宇部川等の河川整備及び洪水対策について</p>	<p>二級河川明内川の分流河川整備については、現在、村道前田小田川線沿いに分水工及び分水路の整備を進めているところであり、令和2年度完了を目指しています。(A) 明内川上流部の放水路整備については、大規模な予算が必要となる事業となるため、県内全体の事業予算枠の中で、早期の整備効果発現を視野に入れながら他河川との事業投資バランスを考える必要があり、事業着手に向けた予算確保を目指していきます。(B) また、平成28年台風第10号及び令和元年台風第19号の被害を踏まえ、土砂堆積や流木堆積等の著しい箇所から優先的に河道内の流下能力確保に努めているところであり、令和元年度は宇部川の野田地区において河道掘削及び支障木除去を実施しました。令和2年度は宇部川の野田橋上流側約400m区間について河道掘削を実施しているところです。 宇部川の野田橋上下流たもとの天端高が低くなっている区間については、令和2年度に河道掘削工事に合わせて、植生土のうによる暫定的な盛土対応を実施したところです。(A) 今後も、防災・減災の観点から対策に必要な予算を確保し、緊急性が高い箇所について、計画的に堆積土砂の撤去や支障木除去を進めていきます。(B)</p>	県土整備部	河川課	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p> <p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>38 河川改修について 多発する自然災害を防ぐ治水対策を継続的に推進するよう求める。 (5) 二級河川普代川・茂市川の河川水門(樋管等)の整備</p>	<p>県が管理する河川水門・樋門については、定期点検業務委託や河川パトロールにより適宜状況把握を行っているところであり、老朽化などにより不具合等が発生している箇所については、予算の範囲内で優先度を鑑みながら計画的に補修対応を行っています。 また、令和元年の台風第19号では、河道内に土砂が堆積したことにより、水門・樋門が機能しなかったと考えられることから、堆積土砂の撤去工事を順次発注して進めているところです。 今後も現地の状況を確認しながら河川の適切な維持管理を行いつつ、河川水門(樋門等)の改善・整備と貴村の排水対策事業との連携について、検討することとします。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>38 河川改修について 多発する自然災害を防ぐ治水対策を継続的に推進するよう求める。 (6) 二級河川瀬月内川の河川改修</p>	<p>瀬月内川(せつきないがわ)については、浸水被害の軽減のため、国が進めている「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」による国費も活用しながら、令和元年度、河道掘削や立ち木伐採を実施しており、今後も現地の状況を確認しながら、河川の適切な維持管理に努めていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>38 河川改修について 多発する自然災害を防ぐ治水対策を継続的に推進するよう求める。 (7) 旧秋田川の浸水被害対策について</p>	<p>県としても、旧秋田川に係る過去の内水による浸水被害は、洪水時に宇部川の水位が上昇し旧秋田川の流下を滞らせることによって生じたものと認識しており、まずは、当面の対策として、洪水時の宇部川の水位を下げるため、当該区間において秋田川及び宇部川で河道掘削を行ってきたところである。(A)</p> <p>また、洪水時に旧秋田川の水を宇部川へ強制的に排水する施設の整備については、県全体の内水対策にかかる緊急性等を総合的に勘案し、事業化に向けた調査・検討を進めていきます。(C)</p> <p>なお、平成22年度には宇部川に水位局を設置し、平成30年度には秋田川に、洪水時の水位観測に特化した水位計(危機管理型水位計)を設置し、令和2年度には宇部川に簡易型河川監視カメラを設置するなど、地域住民の円滑で迅速な避難行動や水防活動に資するため、洪水に係る防災情報の充実強化を図っています。(A)</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p> <p>C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>39 港湾振興について (1) 久慈港の整備促進について 久慈港湾口防波堤の整備促進について、令和10年度完成に向けた着実な整備を国に求められたい。 また、久慈港における埋立て計画(諏訪下地区、半崎地区)を推進し、県営上屋・照明設備・舗装等の新たな港湾施設・設備を整備されたい。港湾施設利用料の低減や利用奨励制度の創設など、貨物取扱量の増加に向けた対策を講じられたい。</p>	<p>久慈港湾口防波堤は、地域の安全確保や産業振興の基盤として重要な施設であり、また、久慈港湾口防波堤の完成を前提とした久慈市街の復興まちづくりが進められていることから、県では、国に対して整備促進を強く要望してきたところです。 また、令和2年6月10日に知事が国へ提出した「東日本大震災津波等からの復興と地方創生の推進に当たっての提言・要望書」の中でも久慈港湾口防波堤の整備促進を要望しており、今後も引き続き機会を捉えて国へ強く要望していきます。 久慈港における埋立計画(諏訪下地区、半崎地区)を推進すること 久慈港諏訪下地区及び半崎地区の埋立については、昭和60年に策定した港湾計画に基づき、既存の港湾施設の利用状況や取扱貨物量の推移、企業立地の動向等を見極めながら、必要に応じて検討していきます。 県営上屋、照明設備、舗装等の新たな港湾施設・設備を推進すること 野積場の舗装については、珪石の取扱増加を見込み、平成30年度に一部実施しており、そのほかの部分の舗装については、取扱貨物量の推移等を見極めながら必要に応じて検討していきます。 県営上屋、照明設備の整備については、港湾施設の利用状況や取扱貨物量の推移等を見極めながら、必要に応じて検討していきます。</p> <p>港湾施設利用料の低減や利用奨励制度の創設など、貨物取扱量の増加に向けた対策を講じること 久慈港の取扱貨物量は、東日本大震災津波により減少したものの、珪石の取扱量増加やヤシ殻の取扱等により回復し、現在は大震災津波前を上回る水準となっています。港湾施設使用料については、状況に応じて減免措置を実施しているところです。 また、利用奨励制度の創設については、船社や荷主の意向、企業の物流動向等も踏まえ、取扱貨物量の増加による県内への経済波及効果や税収効果の増大が十分かつ確実に見込まれる制度とし、かつ、各港湾における制度上の均衡を確保する必要もあることから、その効果や県と各港湾所在市との役割分担などについて、必要に応じて検討していきます。 引き続き、県、市及び港湾関係者と連携してポートセールスを展開し、取扱貨物の掘り起こしに取り組んでいきます。</p>	県土整備部	港湾課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>39 港湾振興について (2) 宮古港における港湾整備事業の促進及び港湾振興について 宮古・室蘭フェリー一定期航路の早期寄港再開のため、早急に港内の静穏化等、環境整備を行い、地震に強い耐震強化岸壁の整備の事業化を行われたい。</p>	<p>宮古港の港内の静穏化等、環境整備については、港湾計画の改訂が必要であることから、令和2年度は「宮古港長期構想」の策定や港湾計画の改訂に向けた貨物需要の掘り起こしや課題整理等に取り組むこととしています。 耐震強化岸壁については、現在の港湾計画において位置付けられているところですが、令和2年度に策定する「宮古港長期構想」において、適切な施設配置を改めて検討しており、事業化については、港湾の利用状況を踏まえながら検討していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>港湾課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>39 港湾振興について (3) 釜石港の国際貿易拠点化に向けた港湾機能強化について 重要港湾「釜石港」の釜石湾開発構想の検討による港湾計画の見直しを行い、ふ頭用地造成及び岸壁新設されたい。 また、港湾管理者による、国際コンテナ定期航路の維持・拡大のためのインセンティブ施策の創設を講じられたい。</p>	<p>港湾施設の新設や拡張に当たっては、長期構想を策定したうえで、港湾計画を見直し、必要となる港湾施設を計画に位置付けることとなっています。 釜石港においては、道路ネットワークの進展や定期コンテナ航路の開設に伴い、令和元年までコンテナ貨物の取扱いが増加していますが、完成自動車の取扱再開や新たな航路開設は不透明な状況です。 このことから、釜石港の長期開発構想の策定等については、引き続き、貴市と意見交換や「釜石港利活用検討会議」の場を活用しながら、必要な検討を行っていきます。 県では、現在の施設の利用促進を図り更なるコンテナ貨物取扱量を増やすため、釜石港のコンテナターミナルにおける、リーファーコンテナの電源増設や照明塔の整備を鋭意進めてきたところです。 ふ頭用地造成及び岸壁新設については、震災後の釜石港を取り巻く状況の変化や今後の利用見通しを踏まえ、釜石港の長期開発構想を策定する時期等も考慮しながら、施設整備の方針を検討していきます。 インセンティブ施策の展開については、港湾施設使用料の減免措置を状況に応じて実施しているところです。 更なるインセンティブ施策については、船社や荷主の意向、企業の物流動向等も踏まえ、取扱貨物量の増加による県内への経済波及効果や税収効果の増大が十分かつ確実に見込まれる内容とし、かつ、各港湾における制度上の均衡を確保する必要もあることから、その効果や、県と各港湾所在市との役割分担などについて、必要に応じて検討していきます。</p>	県土整備部	港湾課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>39 港湾振興について (4) 大船渡港湾の整備と利用促進について以下の点について要望する。 ① 永浜、山口地区工業用地の活用方針を早期に決定されたい。</p>	<p>ILC建設の際は、クライオモジュールや測定器などの大型の実験装置が世界各国で製作され、海上輸送により国内に持ち込まれることが想定されています。 東北ILC事業推進センターでは、ILC国際推進チームの活動を見据え、建設に必要な条件整備等について、ILC東北マスタープランも踏まえ、実務レベルで調査検討等を行っています。 県としては、庁内の部局横断で設置した分科会等で検討を進めるとともに、東北ILC事業推進センターの活動と連動しながら、ILCの物流拠点として県内港湾が活用されるよう取り組んでいきます。</p>	県土整備部	港湾課	B 実現に努力しているもの
<p>39 港湾振興について (4) 大船渡港湾の整備と利用促進について以下の点について要望する。 ② 永浜、山口地区1バース(水深10m、延長340m)の整備の推進を図られたい。</p>	<p>大船渡港永浜・山口地区の岸壁(-10m)1バースの整備については、既存の港湾施設の利用状況や取扱貨物の推移、企業立地の動向等を見極めながら、必要に応じて検討していきます。</p>	県土整備部	港湾課	C 当面は実現できないもの
<p>39 港湾振興について (4) 大船渡港湾の整備と利用促進について以下の点について要望する。 ③ 永浜、山口地区工業用地全体を早期に完成されるよう努められたい。</p>	<p>永浜・山口地区工業用地については、第1期区画(約5.3ha)が完成しています。残る第2期区画(約6.4ha)については、仮置きされている震災復興事業で発生した残土の搬出を進めており、令和2年度に転石等を含む残土を撤去し、用地造成を完了する計画としています。</p>	県土整備部	港湾課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>39 港湾振興について (4) 大船渡港湾の整備と利用促進について以下の点について要望する。 ④ 港湾施設使用料の低減と国際フィーダーコンテナ定期航路の安定運営及び利用促進に資する制度を創設されたい。</p>	<p>港湾施設使用料については状況に応じて減免措置を実施しているところでは、国際フィーダーコンテナ定期航路については、平成25年9月の就航以来、取扱貨物量が順調に増加している状況となっており、平成30年速報値では平成22年の過去最多取扱量(実入り)水準まで回復しました。 国際フィーダーコンテナ定期航路の安定運営及び利用促進に資する制度の創設については、船社や荷主の意向、企業の物流動向等を踏まえ、取扱貨物量の増加による県内への経済波及効果や税収効果の増大が十分かつ確実に見込まれる制度とし、かつ、各港湾における制度上の均衡を確保する必要もあることから、その効果や県と各港湾所在市との役割分担などについて、必要に応じて検討していきます。</p>	県土整備部	港湾課	B 実現に努力しているもの
<p>39 港湾振興について (4) 大船渡港湾の整備と利用促進について以下の点について要望する。 ⑤ 大規模地震に対応した耐震強化岸壁を早期に整備されたい。</p>	<p>大船渡港の耐震強化岸壁整備については、令和2年2月の岩手県地方港湾審議会において港湾計画を変更し、野々田地区岸壁(-7.5m)1バースを災害時の緊急物資対応施設として位置付けたところです。 耐震強化岸壁の整備については、今後、施工方法や概略事業費を整理した上で、公共事業予算の推移や事業の優先度等を勘案しながら事業化の時期について検討していきます。</p>	県土整備部	港湾課	C 当面は実現できないもの
<p>39 港湾振興について (4) 大船渡港湾の整備と利用促進について以下の点について要望する。 ⑥ 高機能コンテナ荷役機械(ガントリークレーン)を早期に整備されたい。</p>	<p>高機能コンテナ荷役機械(ガントリークレーン)の整備については、既存の港湾施設の利用状況や取扱貨物の推移、企業立地の動向等を見極めながら、必要に応じて検討していきます。</p>	県土整備部	港湾課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>40 東日本大震災からの復旧・復興について</p> <p>東日本大震災から9年余りが経過し、それぞれの被災自治体は復旧・復興の段階に応じた種々の課題に引き続き直面している。令和3年度から令和7年度の5年間で「第2期復興・創生期間」として位置付けたが、被災自治体において地域の実情に応じた被災者の生活再建や産業復興を進めるためには、復興財源の確保はもとより、復興に向けた取組を重点的かつ効果的に推進することが重要である。</p> <p>よって、令和3年度以降の復興を支える仕組み・組織。財源を整備するとともに、被災地の一日も早い復旧・復興の実現のため、次の事項について特段の措置を講じるよう県・国が一体となって以下の点について対策を講じられたい。</p> <p>(1) 被災(移転)跡地の利活用について、被災(移転)跡地の土地利用を推進できる新たな支援制度の創設等、地域の実情に応じた制度の柔軟な運用に係る取組を一層強化すること。</p> <p>また、令和3年度以降の財源確保に努められたい。</p>	<p>国では、土地活用ノウハウの提供や関連施策との連携などによる支援を行うほか、被災跡地を利活用するために土地交換を行った場合の登録免許税の免税措置適用期限を令和7年度末まで延長することとしています。</p> <p>また、令和2年7月に開催された国の復興推進会議において、令和3年度以降の5年間で「第2期復興・創生期間」と位置付け、復興財源フレームが示されたところですが、県では、令和3年度政府予算提言・要望において、移転跡地の集約や整地についても、復興交付金の効果促進事業に代わる柔軟な財政措置を講じていただくよう要望したところであり、今後とも、移転跡地の利活用に向けた取組を引き続き支援するよう国に働きかけていきます。</p>	復興局	まちづくり・産業再生課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>40 東日本大震災からの復旧・復興について</p> <p>東日本大震災から9年余りが経過し、それぞれの被災自治体は復旧・復興の段階に応じた種々の課題に引き続き直面している。令和3年度から令和7年度の5年間で「第2期復興・創生期間」として位置付けたが、被災自治体において地域の実情に応じた被災者の生活再建や産業復興を進めるためには、復興財源の確保はもとより、復興に向けた取組を重点的かつ効果的に推進することが重要である。</p> <p>よって、令和3年度以降の復興を支える仕組み・組織。財源を整備するとともに、被災地の一日も早い復旧・復興の実現のため、次の事項について特段の措置を講じるよう県・国が一体となって以下の点について対策を講じられたい。</p> <p>(2) 復旧・復興事業は進捗しているものの、いまだ希望する形での住宅再建ができていない被災者もあり、確実に住宅再建の各種支援制度の適用を受けることができるよう、申請期間の延長を要望するとともに、現行の制度では、住宅の自力再建の場合、国の被災者生活再建支援金が最大300万円支給されますが、住宅価格の高騰等により、その効果は十分とは言えない状況であることから、被災者の自力再建が十分に図られるよう、被災者生活再建支援金の拡充について、県から国に強く働きかけを行われたい。</p>	<p>県では、令和2年6月に知事から関係省庁に対して提言・要望を行うなど、これまでも国に対し被災者生活再建支援制度の拡充を繰り返し要望していますが、国では更なる措置については、慎重な姿勢を取っています。</p> <p>このため、県では、復興基金を財源に、市町村と共同で最大100万円を補助する「被災者住宅再建支援事業」を実施しています。</p> <p>今後も、引き続き国に対して、被災者生活再建支援金の増額などの自主再建に対する支援の強化について、強く要望や働きかけを行っていきます。</p> <p>県では、生活再建住宅支援事業補助金（復興住宅新築、利子補給）に係る事業実施期間については、令和2年12月に、令和4年度まで2年間の延長を決定し、継続して事業を実施する市町村に対して補助を行うこととしています。今後とも住宅再建の進捗状況等を勘案しつつ、市町村の意向も伺いながら、事業を進めていきます。</p>	復興局	生活再建課	B 実現に努力しているもの
		県土整備部	建築住宅課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>40 東日本大震災からの復旧・復興について</p> <p>東日本大震災から9年余りが経過し、それぞれの被災自治体は復旧・復興の段階に応じた種々の課題に引き続き直面している。令和3年度から令和7年度の5年間を「第2期復興・創生期間」として位置付けたが、被災自治体において地域の实情に応じた被災者の生活再建や産業復興を進めるためには、復興財源の確保はもとより、復興に向けた取組を重点的かつ効果的に推進することが重要である。</p> <p>よって、令和3年度以降の復興を支える仕組み・組織。財源を整備するとともに、被災地の一日も早い復旧・復興の実現のため、次の事項について特段の措置を講じるよう県・国が一体となって以下の点について対策を講じられたい。</p> <p>(3) 人口流出と高齢化により地域の復興に携わる人材の不足が続いていることから、復興支援員制度を継続されたい。</p>	<p>県では、令和2年6月10日に行った政府予算要望において、復興・創生期間後における被災者のこころのケアやコミュニティ形成支援のため、被災地の見守りケアや集落での地域おこし活動に従事する復興支援員制度を継続するよう要望を行っているところです。</p> <p>また、令和3年度当初予算に「いわて復興応援隊活動推進事業費」を計上しているところです。</p>	<p>ふるさと復興部</p>	<p>地域振興室</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>41 ILC実現に向けた取組の促進について</p> <p>ILC日本誘致の方針を早期に決定するよう国に強く働きかけるとともに、受入環境整備等県全域の課題解決に向けた取組を強力に推進するほか、県内は元より国内での更なる機運醸成に向けた啓発活動、情報発信のより一層の強化について求める。</p> <p>また、民間の力を伸ばす成長戦略や地方創生、復興の先を見据えILCを位置づけることを要望する。</p>	<p>国際リニアコライダー(ILC)の実現に向けては、岩手県内はもとより、東北ILC推進協議会をはじめとする関係団体等と連携しながら、東北一丸となって様々な活動を推進してきたところです。</p> <p>県においては、令和2年6月に続き11月、国に対し「ILCの実現に向けて、国際的な議論を更に推進し、日本政府として早期に意思表示を行うとともに、ILCを我が国の科学技術の進展、国内の各地方をつなぐ産業・情報・技術のネットワーク形成、震災復興、成長戦略、地方創生等の柱に位置付け、関係省庁横断の体制を強化し、国内議論を加速させ、ILC準備研究所の設立に向けて積極的に対応すること」を要望したところであり、引き続き、国への働きかけを行っていきます。</p> <p>東北では、本県を含む関係自治体、大学等による東北ILC事業推進センターが活動を進めており、県としては、同センターをはじめ、県内市町村やILC国際推進チームの拠点となる高エネルギー加速器研究機構(KEK)など、関係団体等との連携を一層強化しながら、国への働きかけや受入環境整備に向けた取組、ILC実現の機運醸成などに取り組んでいきます。</p>	ILC推進局	事業推進課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>42 「新たな県立高等学校再編計画」について 新たな県立高等学校再編計画について、地域の意見や提言岩手の高校教育を考える提言書の趣旨を十分に踏まえた計画の見直しが図られるよう、次の事項について特段の措置を講じられたい。</p> <p>(1) 「新たな県立高等学校再編計画」後期計画の策定に向けて地域の実情に応じた高校や小規模校の在り方等について意見交換がなされている中、高等学校を存続・維持が図られるよう再考されたい。</p> <p>水沢工業高校、一関工業高校、千厩高校(産業技術科)、福岡工業高等学校、雫石高等学校、沼宮内高等学校、西和賀高等学校、軽米高等学校、一戸高等学校総合学科、種市高等学校、大野高等学校</p>	<p>令和3年2月に公表した「新たな県立高等学校再編計画後期計画」(最終案)では、教育の質の保証と機会の保障に加え、「生徒の希望する進路の実現」と「地域や地域産業を担う人づくり」を基本的な考え方としています。</p> <p>また、地域や産業界と高校のかかわりが深まっていることや、生徒の進路実現に向けた高校教育充実への期待が高まっていること等の現状を踏まえ、後期計画期間中において、一定の入学者のいる1学級校を含め、各地域の学校をできる限り維持することにより、地域における学校の役割を重視した魅力ある学校づくり及び地域人材の育成等に向けた教育環境の整備を図ることとしています。</p> <p>他方で、県南地域においては、盛岡工業高校、黒沢尻工業高校と並ぶ工業教育の基幹となる学校の整備を目的として、水沢工業高校と一関工業高校の統合による工業高校を新設する計画を示しており、これにより、時代に対応したITやIoT、AI等に関連する新しい学びの創設も検討しながら、工業教育の充実を図るものです。</p> <p>また、二戸地域においては、ブロック内の専門教育の拠点となる学校を新たに設置することを目的として、福岡工業高校と一戸高校を統合する計画をお示ししており、これにより、専門的な学びを希望するより多くの生徒が集う教育環境を整備し、地域を支える人材の増加を図るものです。</p> <p>今後とも、地域との意見交換を丁寧に行いながら、地域や地域産業を支える人材の育成や、生徒の進路希望を実現できる教育環境の整備を進めていきたいと考えています。</p>	教育委員会事務局	学校調整課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>42 「新たな県立高等学校再編計画」について 新たな県立高等学校再編計画について、地域の意見や提言岩手の高校教育を考える提言書の趣旨を十分に踏まえた計画の見直しが図られるよう、次の事項について特段の措置を講じられたい。</p> <p>(2) 少人数学級の導入と教員定数の確保について、生まれた地域や経済状況によって、教育環境に著しい格差が生じないよう教育の機会を確保するため、少人数学級の導入を実現し、教員定数削減の対象外とされたい。</p>	<p>高等学校における少人数学級の導入には、教職員定数の充実が必要であり、教職員定数改善計画の早期策定を国に対して要望してきているところ です。</p> <p>本県のような地理的条件を抱えた地域において、地域間格差のない学びの環境作りを推進していくには、小規模校やへき地校に対して十分な教員を配置できる基準とすることが不可欠であると考えていますので、今後も機会を捉えて、国に対する要望を継続していきます。</p> <p>一方で、本県の高等学校は、総体的に定員割れの状況にある中で、小規模校を中心に生徒の多様な進路選択の実現を図るため、習熟度別クラスの編成や進路希望別コース編成等の方策を講じているところです。</p> <p>今後も、国の標準法に基づきながら学校の特色、現状等を勘案して教職員配置を検討していきます。</p>	教育委員会事務局	教職員課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>42 「新たな県立高等学校再編計画」について 新たな県立高等学校再編計画について、地域の意見や提言岩手の高校教育を考える提言書の趣旨を十分に踏まえた計画の見直しが図られるよう、次の事項について特段の措置を講じられたい。</p> <p>(3) 県外入学生の受入の充実に向けた基準緩和と連携について、交流・関係人口から将来の定着人口の拡大を図り、地域人材の育成やふるさと振興を図るため、県外からの志願者の受入拡大につながるよう取扱基準を柔軟性のある制度に見直されたい。</p>	<p>県外からの志願者受入れは、令和元年度実施の高等学校入学者選抜から実施し、令和3年度入試においては7校で募集します。募集にあたっては、県内生徒の学ぶ機会を保障しつつ、県外生が卒業後に、地域の将来を担う人材や県外から本県を応援する人材となるよう学校と地域の連携体制が整っていることや、県外生が安心して高校生活を送ることができるよう居住環境を紹介できる体制が整っていること等を条件としています。</p> <p>今後も、県外からの志願者受入れが魅力ある学校づくりに結び付くよう取り組んでいきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>42 「新たな県立高等学校再編計画」について 新たな県立高等学校再編計画について、地域の意見や提言岩手の高校教育を考える提言書の趣旨を十分に踏まえた計画の見直しが図られるよう、次の事項について特段の措置を講じられたい。</p> <p>(4) 普通科の学区制の見直しについて、普通科の学区制を撤廃し、高校入学希望者の地域間における格差の是正と志願者の多様な学びの選択ができる環境に改められたい。</p>	<p>県立高校の学区制は、特定の高校への入学志願者の集中を避けること、及び高等学校教育の機会の均等を図ること等を目的としており、全日制普通科(一部の学系、コースを除く)を対象にして、現在8学区を設けています。学区の在り方については、外部の有識者も交えて設置(平成29年4月)した「県立高等学校における生徒の多様な受入れのあり方に関する検討会議」における議論の結果、提出された報告書(平成30年8月)の趣旨を踏まえ、当面現行制度を維持することとしており、新たな県立高等学校再編計画においても同様の取扱いとしています。</p> <p>また、報告書では、ほとんどの県立高校において、生徒の自由な学校選択の機会を保障するために設定している学区外許容率を大きく下回っている状況にあることから、現行の制度下でも生徒の自由な学校選択について保障されていると概ね評価しています。</p> <p>このような経緯や現状を踏まえ、学区制については、今後の社会情勢の変化や、全国の状況等も見極めながら、学区廃止の効果とともに、廃止した場合の地域への影響等についても考慮し、慎重に検討する必要があると考えています。</p>	教育委員会事務局	学校調整課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>42 「新たな県立高等学校再編計画」について 新たな県立高等学校再編計画について、地域の意見や提言岩手の高校教育を考える提言書の趣旨を十分に踏まえた計画の見直しが図られるよう、次の事項について特段の措置を講じられたい。 (5) 岩手県立宮古水産高等学校に養殖科を新設されたい。</p>	<p>宮古水産高校海洋生産科(海洋技術科と食品家政科の学科再編によりR1年度設置)では、2年生から船舶運航コース及び食品資源コースのコース制をとっており、食品資源コースでは水産業の6次産業化に対応するため、水産物の生産から加工、流通、販売に関する科目を幅広く学習する中で、栽培漁業(増殖・養殖)等に関する専門分野の基礎的な知識と技術についても教育を行うこととしています。 本県の沿岸漁業を支える人材育成は重要な課題と認識しており、令和3年2月に公表した「新たな県立高等学校再編計画後期計画」(最終案)においても、「地域や地域産業を担う人づくり」等を基本的な考え方とし、産業人材としての確かな基盤を育成できる教育環境を整備することとしています。 この考え方に基づき、宮古地域においては、基幹産業である水産業をはじめ、ものづくり産業等に関する専門的な学びを希望する、より多くの生徒が集う学校の整備に向け、宮古水産高校と宮古商工高校をそれぞれ単独で維持しつつ、老朽化が進む両校の校舎及び施設等を同一校地内に集約して、両校の施設の共有化を図る等、一体的な整備を行う案を示したところです。これにより、水産、家庭、商業、工業の各専門分野が連携して学びの充実等を図ることにより、新たな時代をリードする産業人材の育成等を目指すものです。 新しい学科の設置については、中学生の進路希望状況、卒業後の進路、地域の産業構造や人材のニーズ及び産業施策の方向性等、様々な観点からの検討が必要であり、多くの課題があるものと認識していますが、栽培漁業を担う人材の育成に向けて、引き続き、現在行われている教育課程の充実に取り組んでいきたいと考えています。</p>	教育委員会事務局	学校調整課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>42 「新たな県立高等学校再編計画」について 新たな県立高等学校再編計画について、地域の意見や提言岩手の高校教育を考える提言書の趣旨を十分に踏まえた計画の見直しが図られるよう、次の事項について特段の措置を講じられたい。 (6) 県立住田高等学校の県土を支える人材育成のための県立併設型中高一貫教育校を検討されたい。</p>	<p>県立学校における併設型中高一貫教育は、一関第一高等学校附属中学校(及び一関第一高等学校)において、平成21年度から、次世代のリーダーとして将来の岩手県に貢献できる人材の育成等を基本理念として行われています。平成30年度末に、附属中学校の第1期生が4年制大学を卒業したところであり、医学部など6年制の大学に進学した生徒もいること等から、他地域への設置等今後の在り方については、その進路状況等を十分に見極めた上で検討する必要があると考えています。 また、町内の中学校卒業予定者数が少なく、今後も減少傾向が見込まれる地域への併設型中高一貫教育校の設置については、入学志願者確保や集団生活を通じて社会性を育むという観点等、課題も多いものと考えています。</p>	教育委員会事務局	学校調整課	D 実現が極めて困難なもの
<p>43 オンライン学習の環境整備推進について 国において推進するGIGAスクール構想の実現に向けた取組が全国的に加速している状況下で、児童生徒の端末以外のICT環境整備に向けた支援、並びに岩手県教育委員会教員の学校ICTの利活用に必要な講習やサポート体制に関し、積極的に推進されるよう以下の取組を推進されたい。 (1) GIGAスクール構想の実現に向けて、教員用の端末や周辺機器、教材ソフトの整備に関して必要な支援及び対策を講じられたい。</p>	<p>県教育委員会としては、教育のICT環境の充実等に向けて、必要な財源が確保されるよう、国に対して引き続き要望していきます。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>43 オンライン学習の環境整備推進について</p> <p>国において推進するGIGAスクール構想の実現に向けた取組が全国的に加速している状況下で、児童生徒の端末以外のICT環境整備に向けた支援、並びに岩手県教育委員会教員の学校ICTの利活用に必要な講習やサポート体制に関し、積極的に推進されるよう以下の取組を推進されたい。</p> <p>(2) 岩手県教育委員会教員を対象として、学校ICTを学校現場で積極的に利活用するために、学校や教科合せた教員の研修・指導や、並びに情報セキュリティ教育への強化などサポート体制を早急に構築されたい。</p>	<p>令和2年度、総合教育センターに無線LAN環境、大型提示装置、研修用タブレット端末を整備しており、ICTを活用した授業改善に係る教員研修を充実していくとともに、本県の教育課題の解決に資する計画的・効果的な研修の充実に取り組みます。</p> <p>情報セキュリティに関しては、初任者研修で初任者に対して、各学校の情報担当者対象説明会や教務主任会議を通じて全教職員に対して丁寧に説明しながら、全県的な情報セキュリティ体制を構築していきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育課	B 実現に努力しているもの
<p>44 部活動指導体制の環境を整備するための財政措置の継続について</p> <p>部活動指導体制の環境を整備するための財政措置の継続について、教員の負担軽減及び部活動指導体制の充実を図るため、部活動指導員が大会等に引率する際の旅費についても補助対象経費とし、部活動指導員配置の補助制度を継続されたい。</p>	<p>県では、部活動の質的な向上及び教職員の負担軽減の取組のひとつとして「部活動指導員」の配置を推進しています。</p> <p>令和2年度からは、広域的に人材確保をするための交通費の支援が拡充されたことに加え、部活動指導員の身分が会計年度任用職員に移行したことに伴い、期末手当についても補助対象経費となったところです。</p> <p>なお、引き続き国に対し「部活動指導員」の配置の継続・拡充及び引率旅費を国庫補助対象とするよう、要望していきます。</p>	教育委員会事務局	保健体育課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>45 北海道・北東北の縄文遺跡群の世界文化遺産登録と御所野遺跡の地域振興への活用に向けた取組</p> <p>世界遺産登録推進本部では、登録に向けた機運醸成を図るため、フォーラム開催等に取り組んでいるところですが、県民一人一人の理解をより一層深めるためには、御所野遺跡に焦点を当てた本県独自の周知活動を更に充実していく必要があります。</p> <p>つきましては、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産への令和3年登録実現のため、御所野遺跡に焦点を当てた本県独自の周知活動をさらに充実させ、県民挙げての機運醸成について対策を講じられたい。</p> <p>また、岩手県内の世界遺産を紹介する施設をガイダンスセンターとして町と共同で設置実現や旅行商品の造成支援・国内外に向けたプロモーション活動等について拡充した支援策を講じられたい。</p>	<p>県では、御所野遺跡の世界遺産登録に向けた県内の機運醸成を図るため、一戸町における総合イベント「御所野縄文WEEK」をはじめ、県内各地でパネル展やセミナーを開催するとともに、IGRの中吊り広告などによる周知活動を展開するほか、県内の児童・生徒を対象にした世界遺産出前授業、地元産業界や周辺市町村と連携して、お土産品の開発、インバウンド対応やガイド力向上をテーマにしたおもてなし研修を行うこととしています。</p> <p>また、国内外からの来訪者の増加を見据え、遺跡に係る一層の認知度向上を図るため、4道県や一戸町と連携し、首都圏で縄文土器等の巡回展やフォーラムを開催するとともに、ホームページの多言語化により、国内外への情報発信を強化し、更には、令和3年度の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の関連イベントや、東北デスクティネーションキャンペーンによるPR活動に取り組むこととしています。</p> <p>ガイダンスセンターの設置については、その施設の性格や内容を伺った上で、県としてどのような対応が可能か、検討していきます。</p>	文化スポーツ部	文化振興課	B 実現に努力しているもの
	<p>「北海道・北東北の縄文遺跡群」の御所野遺跡については、県北地域の観光資源として重要であると認識しており、これまでも国内外への情報発信を行うとともに、平泉や橋野鉄鉱山等の優れた文化遺産をつなぐ広域ルート構築に向けてバスツアー商品の造成支援を行うなど、誘客拡大に取り組んできたところです。</p> <p>今後も、世界遺産を核とした「歴史・文化」をテーマとする広域周遊や、県北圏域の優れた観光資源との組み合わせによる滞在型観光の促進を図り、国内外の観光客の誘客拡大に取り組んでいきます。</p>	商工労働観光部	観光・プロモーション室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>46 駐在所の移設新築,安全安心の維持について 盛岡西警察署の管轄区域内となっている滝沢市にて、昭和59年築で経年劣化の進む大釜駐在所の設置場所を人口集中地区へ移設新築されたい。 また、滝沢中央交番の元村地区への移転により鶉飼地区の市民から治安が悪化するのではないかと懸念する声もあるため、同地区の治安を維持することにより、今回の交番移転がより「安全安心」につながる対策を講じられたい。 (1) 現在国道46号沿いに所在している大釜駐在所をJR田沢湖線大釜駅付近へ移設新築を検討されたい。</p>	<p>交番・駐在所の新設や移設については、警察法第53条第5項及び地域警察運営規則第15条に定める交番・駐在所設置にかかる基準を参考とし、昼夜の人口、世帯数、面積、行政区域及び事件又は事故の発生状況等の治安情勢を総合的に勘案しながら、全県的な視野に立って検討を進めています。 今回の御要望についても、このような視点に立ちながら、引き続き検討していきます。</p>	警察本部	地域課	C 当面は実現できないもの
<p>46 駐在所の移設新築,安全安心の維持について 盛岡西警察署の管轄区域内となっている滝沢市にて、昭和59年築で経年劣化の進む大釜駐在所の設置場所を人口集中地区へ移設新築されたい。 また、滝沢中央交番の元村地区への移転により鶉飼地区の市民から治安が悪化するのではないかと懸念する声もあるため、同地区の治安を維持することにより、今回の交番移転がより「安全安心」につながる対策を講じられたい。 (2) 滝沢中央交番の移転に伴う鶉飼地区の安全安心を維持されたい。</p>	<p>滝沢中央交番の移転・新築に伴う鶉飼地区の治安の維持については、移転後も、鶉飼地区のパトロールや巡回連絡等の活動をこれまでと同様に行い、事件事故の防止に努めます。</p>	警察本部	地域課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>47 県際地域の医療の充実について(一関市)</p> <p>宮城県との協議の場を設け、岩手・宮城県際地域の医療体制の充実を進めるとともに、県立病院医療体制の充実を図りたい。また、地域及び診療科による医師の偏在の解消、公的基幹病院はもとより、その他の公的医療機関への継続的な必要医師の配置を講じられたい。こども救急相談電話については受付時間の延長を検討され、子育て環境の充実を図られたい。</p>	<p>【宮城県際地域の医療体制の充実】 岩手県及び宮城県では、岩手県と宮城県境の保健所により構成する「宮城県・岩手県保健所県際合同連絡会議」を設置し、県際における救急などの医療連携・協力体制等について協議しており、引き続き、県境地域医療医療体制の充実に取り組んでいきます。</p> <p>【公立・公的医療機関への継続的な必要医師の配置】 令和2年3月に「岩手県医師確保計画」を策定し、医師確保の取組を進めており、奨学金養成医師等の状況や全県的な医療の確保及び各医療機関の状況を総合的に検討しながら、派遣の緊急性の高い医療機関への医師配置に努めていきます。</p> <p>【こども救急相談電話の延長】 県では夜間、小児患者の保護者等からの電話相談に専門の看護師が対応し、適切な対処方法についてアドバイスを行う「小児救急医療電話相談事業」を岩手県医師会に委託して実施しています。 受付時間の延長にあたっては、相談員の確保や相談体制の見直し等が必要となることから、他県の相談実施体制等を参考にしながら、県医師会等関係者と協議していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>48 岩手県立釜石病院の感染症病棟を含めた建て替え整備について</p> <p>岩手県立釜石病院の感染症病棟を含めた建て替え整備について、釜石地域医療構想調整会議を開催し、整備計画を明確に示されるとともに、県医療局で行っている劣化調査の結果を踏まえて、基幹病院として安定的な医療供給体制を示すために、感染症病棟を含めた新築・建て替え整備計画を検討されたい。</p> <p>また、安定的な医療提供体制を確保するために、医師の配置について十分な対策を講じられたい。</p>	<p>医療局では、県立病院等において良質な医療を持続的に提供していくため、「岩手県立病院等の経営計画[2019-2024]」において施設毎の劣化状況を踏まえ計画的に改修を進めることとしています。</p> <p>県立釜石病院については、令和2年3月に劣化調査を完了しており、当該調査の結果や、釜石保健医療圏に設置されている地域医療構想調整会議等で行われる、将来の病床数やそれぞれの医療機関が担う機能などに関する議論を踏まえ対応していきます。</p> <p>また、感染症病床についても圏域の状況を踏まえながら対応していきます。</p> <p>県立釜石病院の常勤医師の配置又は増員については、派遣元である大学医局においても医師の絶対数が不足していることから厳しい状況が続いているため、関係大学からの診療応援や県立病院間の連携等により、診療体制の維持に努めているところです。</p> <p>また、令和元年度から医師事務作業補助者(医療クレーク)を増員し、医師の負担軽減に取り組んでいるところです。</p> <p>県においては、引き続き関係大学を訪問し医師の派遣を強く要請していくほか、即戦力となる医師の招聘や奨学金養成医師の計画的な配置等により常勤医師の確保に取り組んでいきます。</p>	医療局	医師支援推進室、経営管理課	B 実現に努力しているもの
<p>49 県立中央病院附属沼宮内地域診療センターの医療体制の継続について</p> <p>地域診療センターの現在の職員配置を含めた診療センターの診療体制の維持を図るとともに地域の医療体制充実を図られたい。</p>	<p>沼宮内地域診療センターについては、「岩手県立病院等の経営計画[2019-2024]」において定めている機能・役割を果たしていくため、常勤医の配置や応援診療等により、医療提供体制の確保に努めているところであり、今後においても、地域の医療ニーズを踏まえた、医療提供体制の維持に努めていきます。</p>	医療局	経営管理課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>50 県立胆沢病院の医療体制の充実について 安心して子どもを産み育てられる環境のより一層の整備に向け、胆江保健医療圏の産婦人科医師の確保による周産期医療体制の充実、特に県立胆沢病院の体制強化を図られたい。</p>	<p>県では、県内に4つの周産期医療圏を設定し、医療機関の機能分担と連携の下、分娩リスクに応じた医療提供体制の整備を推進しており、胆江地域が含まれる県南圏域(岩手中部・胆江・両磐周産期医療圏)は、県立中部病院、県立磐井病院及び北上済生会病院が地域周産期母子医療センターとして、リスクの高い分娩を担うこととなっています。 また、分娩に対応する医療機関や市町村の間で、妊産婦等の情報を共有する周産期医療情報ネットワーク「いーはとーぶ」による連携にも努めています。 県立胆沢病院の産婦人科への医師の配置については、派遣元である大学において医師の絶対数が不足しており、非常に厳しい状況が続いています。 産婦人科の医療体制については、まずは地域周産期母子医療センターの充実を図る必要があると考えます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
	<p>県では、県内に4つの周産期医療圏を設定し、医療機関の機能分担と連携の下、分娩リスクに応じた医療提供体制の整備を推進しており、胆江地域が含まれる県南圏域(岩手中部・胆江・両磐周産期医療圏)は、県立中部病院、県立磐井病院及び北上済生会病院が地域周産期母子医療センターとなり、リスクの高い分娩を担うこととなっています。 また、分娩に対応する医療機関や市町村の間で、妊産婦等の情報を共有する周産期医療情報ネットワーク「いーはとーぶ」による連携にも努めています。 周産期母子医療センターについては、全国的に産科医が不足する中、関係学会からは医師の厳しい勤務条件を改善し、安全な分娩環境を確保するため、地域周産期母子医療センターの大規模化・重点化による産婦人科常勤医10名以上の配置などの提言がなされているところであり、現状では新たなセンターの設置は困難であることから、まずは既存の地域周産期母子医療センターの充実を図る必要があると考えます。 岩手中部・胆江・両磐周産期医療圏の連絡調整会議等を開催するなどし、地域周産期母子医療センター等医療機関との連携体制の構築に取り組み、周産期母子医療体制の充実・強化に努めていきます。</p>	医療局	医師支援推進室	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>51 岩手県立一戸病院の医療体制の充実について 新型コロナウイルス感染症などの感染症治療を想定した医療体制構築のため、医師等医療従事者の確保を通常時から行うことについて支援を講じられたい。 また、泌尿器科外来など休止されている診療科を再開するとともに、常勤の整形外科医師の確保、外科医師及び精神科医師の増員を講じられたい。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策のための医師の確保については、二次保健医療圏の役割分担の下、県立一戸病院に院内感染対策等を専門的に取り扱うICD(インフェクション・コントロール・ドクター)を1名配置する等、医療体制の確保に努めており、引き続き、感染症の状況を踏まえた医療体制の確保に努めていきます。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症対策については、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」及び「岩手県新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を踏まえ、二次保健医療圏毎に医療提供体制を構築することとしており、二戸病院、一戸病院及び軽米病院において相互に職員の応援体制をとるなどして、対応しています。</p> <p>県立一戸病院の精神科については、令和2年4月に2名増員し、常勤医師8名体制とし充実を図ったところです。</p> <p>休止となっている泌尿器科及び眼科の診療再開に向けた医師の配置並びに整形外科の常勤医師の配置及び外科の常勤医師の増員については、関係大学に対して医師の派遣を強く要望していますが、派遣元の大学においても医師の絶対数が不足しており、新たな派遣は非常に困難な状況です。</p> <p>県においては、引き続き、関係大学等に医師の派遣を強く要請していくほか、即戦力となる医師の招聘活動や奨学金養成医師の計画的な配置等に努めながら、必要な医療が提供できるよう医師の確保に取り組んでいきます。</p> <p>看護師等の医療従事者の確保については、経営計画に定めた職員配置計画に基づき、機能分担と連携の推進や人口減等に伴う患者数の減少に見合った職員の適正化、医療の質の向上や育児休業及び産前産後休暇の取得者を代替する正規職員の充実など、6年間の計画期間中に看護師は66人、薬剤師や理学療法士などの医療技術部門は125人の増員を計画しているところです。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる病院に対し、機動的に応援できるよう、当初の採用計画を上回る人数を採用することとし、一戸病院における医療提供体制の現状や今後の動向を踏まえながら、体制強化に努めます。</p>	医療局	医師支援推進室、職員課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>52 県立大船渡病院附属住田地域診療センターの医療体制の充実について</p> <p>県立大船渡病院附属住田地域診療センターの医療体制の充実と連携強化を図るためにも、次の事項が実現されるよう対策を講じられたい。</p> <p>(1) 外来診療(慢性期の医師と在宅医療の医師)の充実と拡充</p>	<p>外来診療については、常勤医師の配置に加え、非常勤医師の応援や県立大船渡病院からの応援により、その診療体制の維持に取り組んでいるところであり、引き続き、圏域内の他の医療機関との役割分担と連携を進めることにより外来診療体制の充実に努めます。</p>	医療局	医師支援推進室	B 実現に努力しているもの
<p>52 県立大船渡病院附属住田地域診療センターの医療体制の充実について</p> <p>県立大船渡病院附属住田地域診療センターの医療体制の充実と連携強化を図るためにも、次の事項が実現されるよう対策を講じられたい。</p> <p>(2) 保健・医療・介護連携体制構築のための連携強化</p>	<p>保健・医療・介護が連携する体制の構築は、市町村が主体となって地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて、地域の関係者が連携して取り組むことが重要です。</p> <p>県では、保健・医療・介護に係る関係機関・団体と連携して、在宅医療人材育成の研修や先進事例などの情報の提供、地域医療情報ネットワークの整備、介護予防への医療従事者の参画の調整などを通じて地域における連携体制構築のための取組を支援してきました。</p> <p>県立大船渡病院附属住田地域診療センターにおける連携強化についても、引き続き、上記の取組の推進や実情に応じた助言・支援等を通じて、地域の関係機関・団体間の連携強化に資する取組を支援していきます</p>	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>52 県立大船渡病院附属住田地域診療センターの医療体制の充実について</p> <p>県立大船渡病院附属住田地域診療センターの医療体制の充実と連携強化を図るためにも、次の事項が実現されるよう対策を講じられたい。</p> <p>(3) 初期救急医療体制(トリアージできる医師)の確保</p>	<p>初期救急医療体制については、正規の常勤医師が2名のため、土日祝日や夜間に対応することは困難ですが、引き続き、二次保健医療圏の基幹病院である大船渡病院を中心に他の医療機関とも連携し、初期救急医療の受入体制を確保するよう努めます。</p>	医療局	医師支援推進室	C 当面は実現できないもの
<p>53 県立山田病院の診療体制の充実について</p> <p>県立山田病院が町の中心的医療機関として、診療科目及び入院機能が充実するよう、1,内科の常勤医師の増員、2,外科及び整形外科について常勤の医師を配置し、3,令和2年度から応援が無くなった小児科に応援態勢を整える等、診療科目の充実を図ること、4,入院機能を十分に活かすことができるよう、日当直医を確保することなどの医療体制の強化を図られたい。</p>	<p>内科常勤医師について、県においては、即戦力医師となる医師の招聘活動に取り組んでいるところであり、令和3年4月から常勤医師1名を増員し3名体制とする見込みとなっています。</p> <p>外科及び整形外科の配置並びに小児科の診療応援については、これまでも関係大学に対して派遣を要請しているところですが、派遣元である大学においても医師の絶対数が不足していることから非常に厳しい状況が続いています。</p> <p>日当直医については、常勤医師に加え、関係大学や他の県立病院等からの診療応援により、必要な診療体制を確保しています。</p> <p>県においては、引き続き、関係大学を訪問し医師の派遣を強く要請していくほか、即戦力となる医師の招聘や奨学金養成医師の計画的な配置等により常勤医師の配置に取り組み、診療体制の充実に努めていきます。</p>	医療局	医師支援推進室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>54 久慈病院の医師等の確保について</p> <p>中核的病院である久慈病院においては、麻酔科、耳鼻咽喉科、精神科、呼吸器内科、皮膚科の常勤医師が不在であるほか、産婦人科及び小児科の常勤医師が不足している現状であり、地域住民が安心して医療サービスを受けられるよう、以下の点について対策を講じられたい。</p> <p>(1) 看護師の待遇改善のほか、看護師の養成及び確保対策を講じること。</p>	<p>看護師の待遇改善については、夜勤専従制度を始めとする多様な勤務形態の導入等によるワークライフバランスの向上、看護補助者の夜勤導入など看護師業務の他職種への移管や業務の共同化、いわゆるタスクシフティング、タスクシェアリングの推進による業務負担軽減、休暇の取得促進など、総合的な勤務環境の改善を進め、魅力のある働きやすい職場環境づくりに取り組んでいるところです。</p> <p>さらに、看護師養成校への訪問や就職セミナーの開催、SNS等を活用した情報発信の強化に取り組んでいるほか、職員採用選考試験において、看護師の受験資格年齢の上限の引き上げや、試験を複数回実施するなど、志願者が受験しやすい環境整備を行ったところであり、今後とも様々な取組により看護師確保に努めていきます。</p>	医療局	職員課	B 実現に努力しているもの
<p>54 久慈病院の医師等の確保について</p> <p>中核的病院である久慈病院においては、麻酔科、耳鼻咽喉科、精神科、呼吸器内科、皮膚科の常勤医師が不在であるほか、産婦人科及び小児科の常勤医師が不足している現状であり、地域住民が安心して医療サービスを受けられるよう、以下の点について対策を講じられたい。</p> <p>(2) 感染症に係る検査・医療体制を強化されたい。</p>	<p>久慈病院は、第二種感染症指定医療機関の指定を受けており、それに伴う医療提供体制の維持に努めています。</p> <p>新型コロナウイルス感染症に係る検査については、従来の岩手県環境保健研究センターにおける検査に加えて、院内において短時間で判定できるLAMP法機器及び検査キットを導入し、検査体制の強化を図ったところです。</p> <p>県としては、引き続き、感染症の状況を踏まえた医療体制・検査体制の維持、確保に努めていきます。</p>	医療局	経営管理課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>54 久慈病院の医師等の確保について</p> <p>中核的病院である久慈病院においては、麻酔科、耳鼻咽喉科、精神科、呼吸器内科、皮膚科の常勤医師が不在であるほか、産婦人科及び小児科の常勤医師が不足している現状であり、地域住民が安心して医療サービスを受けられるよう、以下の点について対策を講じられたい。</p> <p>(3) ハイリスク分娩についても久慈病院で対応できるよう、周産期医療体制の充実強化策を講じること。</p>	<p>県では、県内に4つの周産期医療圏を設定し、周産期母子医療センター、分娩取扱医療機関及び市町村の間で、妊産婦等の情報を共有する周産期医療情報ネットワーク「いーはとーぶ」による連携強化に努めています。</p> <p>また、分娩取扱医療機関がない市町村において新たに施設を開設又は分娩を再開する場合、国庫補助対象外の設備整備に係る経費について県単独で補助を行っているほか、妊産婦の緊急搬送時に産科医等が胎児及び妊婦の状況を迅速かつ正確に把握し、安全・安心な出産を支援する、モバイル型妊婦胎児遠隔モニター整備費補助事業に取り組んでいます。</p> <p>さらに、令和元年度から実施している県北広域振興局管内の市町村を対象とする妊産婦の健診に係る交通費支援事業に加え、令和3年度から全県を対象に、ハイリスク妊産婦の周産期母子医療センターでの健診に係る交通費、宿泊費を支援する事業を市町村との連携により開始したところです。</p> <p>久慈病院では、二戸病院の産婦人科医師の応援を得て診療しており、ハイリスク分娩に対応した診療体制とすることは難しい現状にあることから、県としては、県内医療機関の機能分担と連携による分娩リスクに応じた医療提供体制の整備を総合的に推進しながら、周産期母子医療体制の充実・強化に努めていきます。</p>	医療局	医師支援推進室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>54 久慈病院の医師等の確保について</p> <p>中核的病院である久慈病院においては、麻酔科、耳鼻咽喉科、精神科、呼吸器内科、皮膚科の常勤医師が不在であるほか、産婦人科及び小児科の常勤医師が不足している現状であり、地域住民が安心して医療サービスを受けられるよう、以下の点について対策を講じられたい。</p> <p>(4) 医師の増員及び偏在の是正、勤務医の待遇改善など、効果的な医師確保対策を講じること。</p>	<p>県立久慈病院の常勤医師の確保については、これまでも関係大学に対して派遣を要請しているところですが、関係大学の医局においても医師の絶対数が不足していることから、厳しい状況が続いています。</p> <p>そうした中で、奨学金養成医師の配置に当たって、医師不足が深刻な沿岸・県北地域への優先配置に取り組んでいるところであり、令和2年度は84名の養成医師のうち、久慈保健医療圏に9名、このうち8名を久慈病院に配置するとともに、医師の地域偏在の更なる解消に向けて、令和元年度に臨床研修を開始した奨学金養成医師から、沿岸地域等での勤務を必須化し、取組の強化を図っているところです。</p> <p>勤務医の待遇改善については、令和元年度から医師事務作業補助者（医療クラーク）の段階的な増員に取り組んでおり、久慈病院には令和3年1月現在23名を配置し、医師の負担軽減を図ることにより勤務環境の改善を進め、働きやすい職場環境づくりに取り組んでいるところです。</p> <p>県では、引き続き、関係大学等を訪問し医師の派遣を強く要請していくほか、即戦力となる医師の招聘、臨床研修医の積極的な受入や奨学金養成医師の計画的な配置等に努めながら、医師の確保に取り組んでいきます。</p>	医療局	医師支援推進室	B 実現に努力しているもの